

## 当会の見解・提言・報告

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 公定歩合の再引下げについて .....                         | 29  |
| 本年度予算編成についての意見 .....                        | 29  |
| 第3次公定歩合引下げについて .....                        | 33  |
| 第33回西日本経済同友会大会問題提起 .....                    | 34  |
| 第33回西日本経済同友会大会宣言 .....                      | 40  |
| 第4次公定歩合引下げについて .....                        | 40  |
| 51年度予算政府原案について .....                        | 41  |
| 代表幹事年頭所感 .....                              | 41  |
| 周恩来首相のご逝去を悼む .....                          | 42  |
| 「低成長経済下における労働諸施策の<br>あり方について欧米主要国に学ぶ」 ..... | 43  |
| 「低成長下の福祉のあり方」 .....                         | 55  |
| 第14回関西財界セミナーまとめ .....                       | 61  |
| 資源エネルギー委員会活動報告 .....                        | 65  |
| 「新たな繁栄への途<br>ー節約と蓄積ー貯蓄の積極的活用」 .....         | 71  |
| 「高令者会社」構想の前進のために」 .....                     | 75  |
| 「新しい大阪のまちづくりを考える」 .....                     | 81  |
| 国際経済委員会活動報告 .....                           | 90  |
| 「産業構造高度化への現実的方途」 .....                      | 99  |
| 企業と社会を考える委員会活動報告 .....                      | 104 |



## 公定歩合の再引き下げについて

昭和50年6月6日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 牧 野 耕 二

代表幹事 石 黒 久

1. 再引き下げは当然の措置であり、企業の金利負担の若干の軽減に資することになるが、預金金利を据置く限り、金融面からの景気政策にはやはり限界があろう。
1. 今後は財政面からの強力な第3次不況対策の実施が急がれる。これには、住宅建設、公害防止投資に対する財投の拡大、繰り延べられている大規模プロジェクトの着工を組み込むとともに、不況業種に対する個別の施策も忘れないでもらいたい。この程度であれば物価に対する悪影響はまず無いと思う。

## 本年度補正予算編成についての意見

昭和50年8月7日

社団法人 関西経済同友会

現在、企業の操業度は製造業稼働率指数（通産省）でみても、48年のピーク時を22%も下回る水準を低迷しており、これに過剰在庫の圧迫も加わって企業経営は極度の苦境に陥っている。このような状況のもとで、企業は雇用過剰感をますます強め、今後生産や販売が回復するとの確たる見通しを早急に得なければ、本格的な雇用削減策をとらざるを得ない事態に立ち至っている。

こうした事態を放置すれば、個人の生活不安の助長や、企業意欲の減退などによって経済活動全体を萎縮させるのみならず、最悪の場合にはナダレ現象的な失業・倒産の発生を招きかねない。

この際、政府は9月臨時国会に提出予定の本年度補正予算において、企業の過剰雇用の実態を直視し円滑な経済の循環が可能となるような実効ある施策を盛り込むことを強く要請したい。

### 1. 企業における過剰雇用の実態

製造業の生産指数（通産省）は、48年11月のピークに比較して本年5月には17.5%低下しているが、常用雇用指数（労働省）はこの間5.5%の減少にとどまり、労働生産性は12.7%低下したことになる。かりに、企業がこの間労働生産性の水準を維持すべく、生産の低下に応じた雇用削減を実施したならば、わが国の失業者数は50年5月の91万人に加えて、製造業だけで140万人、卸・小売を含めれば200万人以上が、さらに増加するものと推定される。しかし、現実には、各企業は残業



カットや一時帰休などの労働時間の短縮によってこれに対処し、過去の蓄積を取り崩して雇用削減を極力回避する努力を重ねてきたといえよう。

今日では、もはや残業カットの余地は殆んどない。また、一時帰休も雇用調整交付金制度により一部は軽減されるものの、雇用維持のための企業のコスト負担は依然大きく、これら日本的労働慣行の枠内での対策はすでに限度に達しようとしている。

## 2. 本年度補正予算編成の基本的姿勢

これまでとられた3次にわたる不況対策においては「景気回復の目標」が明示されなかったこともあって、企業の先行き不安感はもとより、個人の生活不安も解消されなかった。もちろん、企業は現在、従業員、経費、設備の効率の活用等、合理化対策に懸命の努力をしているが、これを将来への見通しのないまま続けることは、相互に需要を減少させながら経済全体を縮小させる惧れが大きい。また、今回の不況の特徴である消費の不振も、その多くは雇用不安や将来の生活に対する懸念に根ざしているといえよう。このようにみると、現在何よりも必要なことは、企業、個人を問わず経済生活に蔓延する先行き不安感を払拭して、民間の経済活動を活発にすることであり、それに必要な有効需要の効果的な追加を図ることである。この有効需要の拡大は、当面、財政需要以外には効果的な方途は見当たらない。

したがって、本年度補正予算編成にあたっては、まず今年から来年にかけての「景気回復の目標」すなわち当面の回復目標とすべき経済活動の水準とそれに至る期間を明らかにすべきである。同時に、今次不況の特質が低成長路線への転換過程のものであることに鑑み、今後の安定的成長路線定着への足どりと、それを実現するための経済運営の仕組み、方策を国民に対し明示する必要がある。

われわれは、今年から来年にかけての「景気回復の目標」として、操業度や労働生産性のこれまでの落込みを、少なくとも1年後に半分は回復させる程度の目標設定を望みたい。これは、さしあたり今後1年間に生産水準を10%程度回復させるというテンポに相当するが、このような生産回復によって、むしろコスト上昇圧力は緩和され则认为。現在の極度に落ち込んだ経済活動を、5%前後の経済成長とされる中期的安定成長路線にのせるためにも、当面この程度の回復テンポは必要と考える。

本年度補正予算の規模および内容は、この「景気回復の目標」達成のために、現実的に需要喚起の効果のあるものとすべきである。こうした確たる見通しのもとに実効ある景気政策が推進されてはじめて、われわれ民間企業もまた、今後の生産性向上や新製品開発、さらには設備投資の再開など前向きの意欲を回復し、中期的安定成長への民間企業としての基盤形成に専心努力することが可能となる。



### 3. 需要喚起の具体策

当面の需要喚起のためには、当初予算を完全執行することはもとより、補正予算において政府の直接需要をさらに拡大することが必要である。そのために必要な国債の追加発行は逡巡すべきではない。この場合、実需の増大への「即効性」という観点を中心におき、「予算消化能力」「地方財政との関連」「施策の波及効果」などあらゆる角度からみて効果的施策を選択すべきである。同時に、土地・労働力あるいは各産業部門における需給ギャップの実情を十分把握し、一部でも急激な需要超過をもたらし、物価を過度に引き上げる恐れのある施策は回避しなければならない。

これらの諸点を勘案すれば、適切な需要喚起策として、たとえば次の諸策が考えられよう。

- (1) 政府による直接需要の拡大は、即効性の観点から新規用地取得を要しない事業を中心とし、かつ地方財政負担を過重にしないため極力政府直轄事業を優先すべきである。この観点から、本四架橋、東北・上越新幹線、公団住宅あるいは大型プロジェクト等の研究開発が有力な対象となろう。
- (2) 上記の事業は財投資金の重点的活用により推進すべきである。そのためには財投資金の民間部門への融資は住宅・公害対策等、潜在需要が大きく、また民間資金の追隨が確実なものに限定すべきである。
- (3) 地方補助事業の追加については、上下水道整備、学校等公共施設の整備拡充を重点とすべきであるが、地方財政の窮迫により、当初予算の完全執行自体が危ぶまれている折から、臨時の特別措置として恒常化しない形で国の補助率引上げなど、円滑な事業の推進が図れるよう格段の配慮が必要である。

過剰設備・過剰雇用の推計について

参 考 資 料

1. 過剰設備の実態

| 業 種     | 設備過剰率<br>(=稼働率の低下率) | 稼働率・<br>ピーク時 |
|---------|---------------------|--------------|
| 製 造 業   | 22.2%               | 48/6         |
| 鉄 鋼     | 23.7%               | 48/10        |
| 非 鉄 金 属 | 36.8%               | 48/10        |
| 金 属     | 34.8%               | 48/10        |
| 機 械     | 17.7%               | 48/11        |
| 窯業・土石   | 35.2%               | 48/6         |
| 化 学     | 26.4%               | 48/9         |
| 紙・パルプ   | 38.2%               | 49/2         |
| 織 維     | 23.7%               | 48/5         |

＊ 過剰設備の実態については、通産省稼働率  
指数の48年度のピーク値からの50年5  
月現在における低下率をもって、設備過剰  
率として推定した。

2. 過剰雇用の実態

| 業 種     | 雇用過剰率<br>(=労働生産性<br>の低下率) | 労 働<br>生 産 性<br>ピーク時 | 参 考         |             |
|---------|---------------------------|----------------------|-------------|-------------|
|         |                           |                      | 生産指数<br>低下率 | 雇用指数<br>低下率 |
| 製 造 業   | 12.7%                     | 48/11                | 17.5%       | 5.5%        |
| 鉄 鋼     | 18.0%                     | 48/11                | 17.4%       | ▲0.7%       |
| 非 鉄 金 属 | 23.7%                     | 48/10                | 24.9%       | 1.6%        |
| 金 属     | 25.1%                     | 49/1                 | 30.8%       | 7.6%        |
| 一 般 機 械 | 10.5%                     | 48/12                | 12.9%       | 2.6%        |
| 電 気 機 械 | 15.0%                     | 49/6                 | 25.5%       | 12.3%       |
| 輸 送 機 械 | 6.9%                      | 49/11                | 8.7%        | 1.9%        |
| 精 密 機 械 | 12.3%                     | 49/7                 | 18.9%       | 7.5%        |
| 窯業・土石   | 18.6%                     | 48/6                 | 25.2%       | 8.1%        |
| 化 学     | 17.4%                     | 49/2                 | 14.2%       | ▲8.9%       |
| 紙・パルプ   | 24.0%                     | 49/2                 | 26.4%       | 8.2%        |
| 織 維     | 7.7%                      | 48/9                 | 22.9%       | 16.5%       |
| 衣 服 等   | 24.6%                     | 48/1                 | 24.2%       | ▲0.5%       |
| 食料・タバコ  | 3.5%                      | 48/11                | 1.3%        | ▲2.3%       |
| 卸・小売    | 11.1%                     | 49/1                 | 7.9%        | ▲8.6%       |

＊ 1. 過剰雇用の実態については、労働生産性  
の48年度のピーク値からの50年5月  
における低下率をもって、雇用過剰率と  
した。

これは、ピーク時の労働生産性を維持し  
た場合の雇用過剰率を示すものである。

＊ 2. 労働生産性は次によった。

$$\frac{\text{通産省生産指数}}{\text{労働省常用雇用指数}}$$

なお、卸・小売については、通産省商業  
販売額指数を卸売物価指数及び消費者物  
価指数の卸・小売の販売額ウエイトで総  
合したデフレーターでデフレートしたも  
のを生産指数の代りに用いた。

＊ 3. 雇用指数低下率欄(▲)は、この期間に  
雇用指数が上昇したことを示す。

＊ 4. 過剰雇用者数の推計

$$(\text{労働力調査}) \times (\text{雇用過剰率})$$
$$(\text{雇用者数})$$

製造業 1,110万人×12.7% = 141万人

卸・小売業 684万人×11.1% = 76万人

合 計 217万人

### 「第3次公定歩合引下げ」について

昭和50年8月12日  
社団法人 関西経済同友会  
代表幹事 牧 野 耕 二  
代表幹事 石 黒 久

1. 現在の経済金融情勢からすれば、今次公定歩合の引下げは極めて当然の措置である。しかし、金利水準全体の引下げを伴わない公定歩合操作はもはや限度に達したとみられる。
1. したがって、今後は不況克服を最重点とする当面の財政政策に合わせ、大量発行の予想される国債の消化面にも配慮して、金利水準全般の引下げを中心とした金融政策の修正に踏み切るべきである。



## 第33回 西日本経済同友会大会問題提起

昭和 50 年 10 月 16 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 牧 野 耕 二

### 〔I〕 本大会の課題

今日、われわれは近年稀に見る経済危機の中で大会を開くこととなったが、本日の大会の目的は言うまでもなく、われわれがこの困難に対処し、かつ克服してゆくための正しい筋道と、現実的な方策とを求めることである。

この時に当って先ず認識しなければならないことは、今日の経済困難は、戦後わが国が幾度か経験し、かつ乗り切ってきた困難と比較すると、その性格が大いに異なり、危機の様相を帯びていることである。それだけに、従来と同じ発想の下で、従来と同じ方策を講じて、この困難は決して克服し得ないことを銘記しなければならない。

#### (1) 今回の不況の特殊性

第一に、現在陥っている不況の谷が異常に深く、しかもその底が泥沼的な軟弱さを持っている、ということである。

今日の大不況は、一昨年から昨年にかけて世界的な規模で燃え上ったインフレーションと、石油価格の急騰という異常な事態に対して、わが国もまた世界各国と同様に、厳しい引締め政策をとらざるを得なかった結果である。

もちろんこの大不況という代償を払ってこそ、インフレーションを収束させ、国際収支の悪化を食い止めることができたのであり、しかもこの間、欧米各国の様に、大量の失業者を発生させる事もなく、加えて、消費者物価の上昇に応じた賃上げも実施し、社会と国民生活の安定とを保つとともに、これらによってつい一年程前までは、世界各国から日本が第二の奇跡を達成したとの評価を与えられたことも事実である。

しかしながら、日本経済の第二の奇跡は、その外見に反して、企業が生産を大幅に低下させ、稼働率の大幅な低下を招き、減益に減益を重ねることによって実現されたものであり、企業の膨大な赤字によって、辛うじて支えられているのが実態であることを忘れてはならない。現に大半の企業は資産を売却し、あるいは糊塗的な金融措置によってその赤字を埋め合わせ、政府・地方自治体もまた、巨額の赤字公債を発行するなど、ともに、当面の辻褄合わせに終始せざるを得ない事態に立ち至っているのである。

このような経済は、まことに異常な経済であり、いかに表面的に安定しているようには見えても

この安定は決して永続するものではない。この異常、かつ脆弱な経済の実態を、政府はもとより、労働組合をはじめ、広く社会の各界各層が直視することこそ、今日の困難克服への第一歩であることを、先ず強調しておきたいと思う。

## (2) 国際的な条件変化

現在の経済困難の第二の問題は、その背景に、資源や貿易などをめぐる国際環境が基本的に変化したという、国際的な条件変化が横たわっていることである。

戦後わが国は、自由主義経済の下で、恵まれた国際環境をフルに活用することによって発展してきたのであるが、もはや今日、このような恵まれた条件はすっかり後退し、逆に、国際環境がわが国経済の中・長期的な成長を制約するにとどまらず、先の見通しをもまた、極めて不確定なものにする最大の要因になって来ている。

今後わが国は、これまでのような、恵まれた国際条件の上に敷かれた高度成長の軌道に復帰することはできないのであり、高度成長への復帰によって当面の困難を全て解消してゆくことは期待できないのである。

要するに、当面の不況はこれまでになく格段に深く、しかもその根底に赤字の企業によって経済がやっと支えられているという脆弱性をひそめており、さらに、中・長期的に見た成長の軌道も定かではないというこれまでとは全く異った難しさがあることに注目しなければならない。

われわれは、その困難の性格をよく見極め、これをひとつひとつ確実に解きほぐしてゆく筋道というものを今日まさに必要としているのである。

## 〔Ⅱ〕 異常事態からの脱却策

われわれが直面している経済困難に対して、当面、われわれが全力をあげて取り組むべき問題は、この深い不況からの脱却である。

中・長期的に見て、わが国経済の成長力が、従来より格段に低下せざるを得ないことは事実ではあるにしても、現在の生産水準の絶対的な低さ、企業の赤字経営、巨額の財政赤字 — これらはやはり異常な事態である。これらは決して、中・長期的な経済成長力の低下ということのみによって説明できる、必然的な事態ではない。

われわれは、当面の泥沼的状况からの脱却と、低成長時代に対する中・長期的な対応とを、いたずらに混同することなく、先ず、現在の異常な事態を的確に処理してゆくことが何よりも肝要である。むしろ、泥沼的状况からの脱却の面でその処理を誤るならば、中・長期的観点での新しい成長の軌道に到達するまでに、わが国経済が大きく崩れてしまう危険性があることに十分留意する必要がある。



## (1) 基本的視点

現在、経済全体が陥っている深い不況は、第四次不況対策に至って漸く本格化した財政・金融両面からの需要補強策によって、徐々に好転してゆくことが期待される。

通常の不況であれば、これらの対策を通じて、需給が改善され、稼働率の回復や価格の正常化が実現することによって、各産業・各企業が、比較的短期間に収益を改善し、投資能力を回復してゆくことができる。今回もまた、大勢としては、その方向に向ってゆくことが期待されるのである。

しかしながら、今回の不況は、産業界、企業に、特殊な打撃を与えており、産業界、企業が、特殊な症状に陥っている点に従来の不況とは異った難しさがある。

特殊な症状のひとつは、一部の業界、一部の企業を除いて、おしなべてその傷が極めて深いということであり、このために、景気回復の途上においてさえ、常に挫折する可能性を持っていることである。

もうひとつは、今回の不況が、その底に、内外経済の様々な構造的変化を伴っているために、これを反映して、各業界、各企業によって、その症状も、傷の深さも、従来の不況の時とは比較にならぬ程、大きく異っていることである。即ち、各業界、各企業によって、それぞれの症状をいやすために必要な景気回復のテンポも、回復の水準も異り、さらには、単にわが国の景気が回復するだけでは十分に立ち直れずに、そこに、何らかの外科的あるいは内科的治療を必要とする産業、企業が出て来る可能性があるということである。

このように、産業界、企業が陥っている特殊の症状は、決して単に、一般的な需要補強策だけで治療できるものではない。そこにはやはり、特殊の症状に応じた特殊の方策が必要なのであって、これを的確に施さなければ、当面の経済の安定を大きく損い、この結果、雇用問題をいっそう難しくするという大いに注意を喚起しておきたいと思う。

## (2) 企業のとるべき方策

企業は、いかなる時においても、自ら独自の生産・販売の努力を力の限り行うべきことは当然である。しかし同時に、当面の売上げの見込みに対して、過大な設備、在庫、負債、あるいは従業員が存在している場合には、それを適正な水準に維持してゆくこともまた、健全な企業経営の本道である。このような観点から眺めると、現在、大半の企業は、この本道から大きく足を踏み出しており、設備、在庫、負債、従業員の過剰に悩む企業が多いのが実態であり、しかも、この過剰状態は、たとえ景気の回復が見込まれたとしても、そのテンポによっては企業の耐久力の限界を超える場合があり、下手をすれば、全ての資産、全ての負債、全ての従業員を見捨てざるを得ない最悪の事態に陥る危険性を持っているのである。



企業は、このような姿を早急に是正するために、企業経営のあらゆる部門の合理化、贅肉落しに全力をあげなければならない。

これらの合理化問題のうち、最も困難な問題は過剰人員の問題である。

わが国の企業は、終身雇用制の下で、企業を従業員の運命共同体として見る考え方が定着しており、これが今日の労使関係安定の基礎になっているために、安易に雇用を削減することが、かえって長期的な企業経営の安定、社会の安定を崩す結果になりかねない。

しかし一方、無理に全ての雇用を維持しようとすれば、運命共同体自体を崩壊させ、あるいはその発展力を弱めることも考えなければならない。従って、経営者も労働組合も、大いに工夫をこらして、運命共同体の当面の安定と、長期的な発展とを、できる限り両立させる方策を見出さなければならない。

### (3) 政府のとりべき方策

政府に対して先ず望みたいことは、第四次不況対策の効果を早急に発現させるために、補正予算の早期成立をはじめ、財政・金融両面からの措置に万全を期すとともに、需給状態の改善に伴い市場メカニズムを通じて実現する価格水準訂正の自然な動きに対しては、これを無理に抑えるようなことがないようにすることである。

次に望みたいことは、産業界が陥っている特殊な症状に対する、特殊な施策である。

そのひとつは、言うまでもなく雇用調整給付金制度の拡充を主とする失業対策である。

第二は、構造的な困難に陥っている産業が、時間をかけて回復し、あるいは転換してゆく過程で、時間的、あるいは構造的に、耐えられる限度を超え、不測の事態を発生させることが懸念される場合には、信用不安発生防止の見地から、財政、金融面で、特別の措置を講ずることを検討することである。

第三は、石油製品に見られるように、単に市場メカニズムに委ねては、合理的な価格体系を実現できず、このために、経済の基礎資源の供給体制に支障を来たすおそれのある産業に対する特別の価格政策である。

## 〔Ⅲ〕 経済の中・長期的な発展方策

当面の異常事態の処理に引き続いて、わが国の取組むべき課題は、経済・産業、企業、社会—これらの、あらゆる部門の体質改善を図ることである。

国際条件の変化をはじめ、わが国経済の成長、安定、そして安全を阻害する様々な要因を、正面から可能な限り克服し、国際経済の枠組みの中で、真の安定成長経済の路線を築いてゆく努力を意欲的

に積み重ねてゆく必要がある。

### (1) 基本的視点

当面の異常事態の処理は極めて難しく、これに対しては的確な方策をもって真剣に対処する必要があるが、この当面の困難克服に成功したならば、その後の展望は決して悲観すべきではない。

基本姿勢を誤らず、意欲的に取組んでゆくならば、わが国は、従来に較べて成長力が低下するとは言うものの、依然として世界で有数の経済基盤と能力ある人間とを持ち、世界で有数の生活水準を維持し、引き続き成長を実現してゆくことができるはずである。このような確信のもとに、われわれは次のような基本姿勢を固める必要がある。

第一に、今後とも、雇用の維持、拡大こそが、福祉社会実現の最大課題であることを認識し、この課題を実現する為には、種々の成長制約要因の下でも、経済全体を可能な限り成長させてゆくことが必要であるとの国民的な合意を確立することである。

第二に、わが国の経済成長は、世界各国との協調の下に、かつ、世界経済の拡大と均衡のとれた形での貿易の拡大をベースにしなければ達成できないことを十分に認識して、国際協調の維持に注力することである。

そして第三に、特に重要なことは、先に述べた当面の異常事態を誤りなく処理してゆくうえでもまた新しい発展の軌道を築いてゆくうえでも、企業が健全な姿で発展してゆくことが、わが国経済の発展や、国民福祉の安定と向上とにとって、いかに重要な意義を持っているかと言うことを、われわれ自身がはっきりと自覚することはもちろん、政府にも労働組合にも社会にも正しい理解を求めることである。

これまで企業は、ある時には国民福祉の向上を妨げる悪い存在であると攻撃され、またある時は逆に国民福祉の向上のために過大な役割りを要求されて来た。

言うまでもなく現代の企業は、決して単に一部の経営者の利益を図るために存在しているのではなく、国民がそこで働くことによって所得を創り出し、生活を支えてゆく場として機能しているのである。

このような、現代の企業の本質を見ずに、これを弱めようとすることは、結局、自ら生活の基盤を弱めようとすることに他ならない。

われわれ経営者自身が、国民の生活を支えている企業や産業を、より強固にし長く発展し続けてゆくために、不断の努力を傾注することを要求されているのは当然のことであるが、そのためにも企業の意義やその本質的な機能等について、社会の理解を深めてゆくこともまた、われわれにとって重要な役割りである。

## (2) 産業界・企業の課題

産業界、企業が、新たな国際条件の下でも発展してゆけるように、その体質を抜本的に改善することは、わが国経済の中・長期的な発展を実現する要である。

各産業、各企業においては、新たな条件の下では発展することが期待できない分野を徐々に整理すると同時に、内外の需要の動向に即応し、しかも資源・労働力・立地・環境などの諸条件ともよくマッチした新たな発展分野を創り出すことに対して、これまで以上の創造力と活力とを発揮することが強く要請されている。

自ら得意の分野を固め、技術の開発と人材の養成とに努め、自由かつ公正な競争を展開するなど、大いに企業家精神を発揮してゆくべきであり、労使関係の安定、地域社会との調和にも細心の配慮が求められる。

もちろん、今後はインフレ的な高度成長はあり得ないだけに、健全経営に徹することが肝要であることは言うまでもない。

## (3) 政府のとりべき方策

政府は、当面2～3年間の、いわゆる調整期への対処を誤らないだけでなく、できる限り早く、経済の中・長期的な運営の基本姿勢を固め、これを国民に明示してゆくことが望まれる。この点で、特に明らかにして欲しいのは、政府が経済成長に対してどんな姿勢をとるのか、国民全体の高い貯蓄をどのような分野に活用してゆこうとするのか、財政をどんなプログラムの下で立て直してゆくのか — と言った、経済循環の基本的な姿の見取り図を描き、そのための政府の役割りを明確にすることである。

一方、経済政策の課題としては、近年味わったような異常なインフレから、一転して異常なデフレへと、国民経済と福祉とが、財政・金融の両面から揺れ動いたという事態をくり返さないために経済の安定化にこそ最大の力点を置くことを求めたい。あわせて、従来とかく軽視されて来た経済の安全保障確保についても真剣に考える必要がある。

## (む す び)

以上、本大会への問題提起として、今日のわが国経済の実態と、今後のわが国をめぐる国際環境の変化とを踏まえ、当面の異常事態からの脱却策と、今後の中・長期的な発展方策とについて意見を申しあげたが、いずれも、現実には極めて難しい問題をはらんでいる。

これの問題について、引き続き各パネラーの発言をお願いするとともに各パネラーを中心に討論を重ねていただき、本日で出席の会員相互間でできる限りの合意が得られれば大変幸いである。



## 第33回 西日本経済同友会大会宣言

昭和50年10月16日

社団法人 関西経済同友会

われわれは、現在の経済危機を、未曾有の異常事態と受け止め、政府・国民・企業一体となってこの克服に全力をあげ、産業構造の変革を迫る一大転換期の中で真の安定成長時代を切り開く決意を新たにす。かかる観点に立って、

1. われわれは、合理的経営に徹すると同時に、相互信頼に立脚したわが国労使関係の長所をよく活かし、ともに耐乏・協力して当面の苦境からの脱却と企業内雇用の確保に最善を期す。

さらに、今後の安定成長を目指して、新たな技術開発、人材の養成を含め、企業の体質改善強化に全力を傾注する。

2. 政府に対しては、第4次不況対策の効果を早期かつ最大限に発現させると同時に社会的不安・摩擦の発生防止にも万全を期すことを望む。あわせて、内外の成長制約要因の下で、安定成長を確保する具体的ビジョンと現実的施策を確立し、これを国民に明示することを求めたい。なお、こんごの物価政策としては、市場メカニズムを通ずる安定化を基本としつつ輸入資源価格の高騰は省資源への努力促進の見地からも、これを適正に国内価格に反映させるべきである。
3. われわれは、企業の健全な発展こそが、今日の困難を克服し、雇用の維持・拡大を通じて国民福祉の安定・向上を実現する不可欠の条件であると確信し、これに対する社会の正しい理解を求めるため積極的な行動を展開する。

以上、第33回西日本経済同友会大会の名において宣言する。

## 第4次公定歩合引下げについて

昭和50年10月23日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 牧 野 耕 二

代表幹事 石 黒 久

1. 今回は、金利水準全体の引下げを伴うものであり、ここに至って金融面からの不況対策が漸く本格化したものと評価できる。

長期金利の改定についても、関係各方面で早急に結論を出してもらいたい。

1. 当面、補正予算の成立を急ぎ、第4次不況対策を一日も早く発動させるとともに、今後とも不況対

策の効果を十分にフォローするとともに、産業界の実態をよく把握して、特に企業経営と雇用の安定化に万全を期する政策を一層機動的に展開することを望む。

## 51年度予算政府原案について

昭和50年12月31日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 牧 野 耕 二

代表幹事 石 黒 久

1. 一般会計予算、財政投融资の規模、とりわけ、公共事業費、住宅建設、融資戸数などからみて、財政面からの需要喚起は不十分だといわざるをえないが、地方財政援助、失業対策、輸銀融資等、個別の不況対策を配慮している点は評価できる。
1. 今後は、予算の年度内成立、公共事業支出や財政投融资の上期集中、円滑な国債発行の為の金融措置等に万全を期して貰いたい。また、公共料金、社会保険料の適正化は財政の体質改善の見地から妥当と思われるが、これが国民に負担増を求めるものである以上、政府・地方自治体においても、行政の効率化、諸経費の節減などに努めることが国民に対する義務であることを銘記すべきである。
1. 尚、今日の企業経営の実態をみると、単に財政面からの需要喚起だけでは、赤字経営から脱却できないことをあらためて認識し、今後とも自助努力による経営改善に全力をあげる覚悟が必要である。  
政府においては、業種別、地域別にきめ細かい救済措置を講ずるなど社会的摩擦の軽減を図って貰いたい。同時に、金融政策面でも金利水準全体の引き下げが必要となろう。

## 昭和51年 年頭にあたって

昭和51年1月1日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 牧 野 耕 二

代表幹事 石 黒 久

わが国経済は、一応インフレの沈静をみたものの長期の不況から脱出しえないままに、新年を迎えた。本年こそ経済が均衡回復に向って着実に歩み出すことを期待したい。

しかし、世界の主要国が一樣に不況とインフレに苦しみ、新しい国際秩序を求めて模索と動揺を続ける今日、わが国が不況の大きな傷痕を癒し経済を再び正常な軌道に復帰させる道は極めてけわしいもの

と覚悟せざるを得ない。

われわれは、健全な企業活動こそ国民経済、国民生活の基盤であることを確信し、この苦難の時代を生きぬく決意を新たにしたい。

## 1. 経済の均衡回復への努力

政府の赤字財政、企業の赤字経営、雇用不安の増大という現在の異常事態から脱出する原動力は健全な企業経営である。したがって、政府に対しては、経済全体の需給均衡を早期に回復し、それを維持することに重点をおいた政策運営を望みたい。

企業もまた、経営健全化に自ら全力を挙げなければならない。当面、生産性の伸びを上まわる賃金上昇がインフレ体質を醸成することに鑑み、賃上げに対しては労使ともに慎重な配慮が必要である。

## 2. 国民的合意の形成

今後のわが国経済の軌道は、過去の高度成長時代のそれではない。世界各国が流動的な国際情勢の中で、それぞれの国益伸長を図ろうとする時代にあつて、わが国も新しい路線に沿って国民生活の安定と向上を実現する方途を確立する必要がある。

特に、自由主義体制下での経済安定とセキュリティ、あるいは、福祉の目標などについて、あらためて国民全体の理解と合意を求めなければならない。

かかる観点から、苦難のうちに迎えた本年、企業経営の健全化、ならびに国民的合意の形成への積極的な努力を重ねていきたい。

## 周恩来首相のご逝去を悼む

昭和51年1月9日

社団法人 関西経済同友会  
代表幹事 牧 野 耕 二  
代表幹事 石 黒 久

1. 一貫して日中国交回復に尽力してこられた周恩来首相を失ったことは、わが国にとっても極めて大きな痛手である。

われわれとしては、5年前、関西財界訪中団を結成し、周恩来首相とも日中両国の国交正常化問題をはじめとして親しく懇談の機会を持つことができただけに、今日、その訃報に接し、悲しみにたえない。

切にご冥福をお祈りする。

1. 今後、中国政府の新体制がどのような形をとるようになろうとも、日中両国の友好親善関係が政治経済、文化の各方面にわたっていっそう促進されることを期待したい。



# 低成長経済下における労働諸施策の あり方について欧米主要国に学ぶ

昭和51年1月14日  
社団法人 関西経済同友会  
労働問題委員会

## 1. はじめに

- (1) わが国経済は、過去において高度の成長を実現してきたが、この間高い生産性を維持することにより物価の安定を図ると共に、その成果配分としての労働条件も著しい向上を見たところである。  
この成長の要因は、これまで比較的好調であった世界経済、財政・金融及び産業面での強力な助成措置、技術革新を伴う旺盛な設備投資意欲等によるものであった。
- (2) しかし、これまでの成長を支えてきたメカニズムは一変し、世界的なインフレ傾向と景気の同時不振の中であって物価対策に発した強力な総需要抑制政策が、設備投資意欲の減退と個人消費の減少をもたらし、資源・環境保全面の制約とともにわが国経済の基調を一変せしめることとなった。
- (3) このような変化により、低成長経済への移行を余儀なくされるわが国経済にあっては、今後、環境面その他の制約による設備投資の減退と生産力拡大効果の低下、世界的な輸出停滞と資源制約、生産性低下による国際収支・国際競争力の悪化、企業収益の後退と労働分配率の上昇等によるコスト・インフレ懸念等の事態が当然想定されることになる。この結果、労働力需給の緩和による雇用問題は、日本的雇用慣行に影響する場面も予想され、又、賃金の上昇も産業別、企業別の支払能力から大きく制約されることとなり、社会保障制度を含む勤労者福祉の前進も相当な時間を要することとならざるを得ないと考えられる。
- (4) 更に、安定的な成長へ移行する過渡期としての今日の状況は最近において物価は漸く沈静化の傾向にあるものの、実質経済成長率はマイナスに転化し、戦後最大、最長の不況の中であって、各産業とも大巾な減産、低操業下にあり今日なお設備投資意欲、個人消費意欲は停滞している。この結果、雇用面については、当面各企業の努力により問題の表面化が避けられているが、漸次深刻の度を増し、生産実態に即応した対策を余儀なくされつつある。賃金面については、昭和50年春闘に関する限り、他国にみられるような直接統制の手段によらず、経済の実勢を反映した水準設定が行

なわれたが、過剰雇用の負担もあり労働分配率は上昇しつつある。

- (5) このような経済基調の変化の中で、今後の勤労者福祉の充実の手段が論議されねばならないが、一つに雇用の安定の確保、二つに物価の安定による実質的な所得の改善、三つに社会保障の充実と相まって、勤労者の財産形成についての目標賦与と条件設定に焦点をあてた検討が急がれるところである。
- (6) 翻って、現在並びに今後の経済の動向と勤労者福祉の課題は、独りわが国のみならず、欧米主要国の共通の条件であり問題である。欧米主要国の施策も夫々特色を有し、その評価も区々であるが既にこれまでに低成長経済を経験し、これに対して物価、賃金等各方面にわたる対策を重ねてきた各国の実情を概観し、わが国の当面のそして中期的な労働経済施策に示唆を与えてくれるものを研究してみることにする。

## 2. 欧米主要国の実情

### (1) 西 ド イ ツ

1950年代の奇蹟の復興といわれた時代を経て、1960年代の後半に入って戦後はじめての不況に見舞われ、低成長への転換が余儀なくされたのであるが、政府は「物価の安定」「適度な経済成長」「高度の雇用水準」「対外経済均衡」の四つの政策を柱に、自由主義経済に基づく社会的市場経済原理、中央銀行の独立性、五大経済研究所等を活用して円滑な財政・金融政策を展開し、政・労・使の協調行動による円滑な労使関係と相まって安定成長への軟着陸が図られてきた。

しかしながら、石油危機に端を発した今次不況においては、物価安定に重点を置き過ぎた景気引締め政策、世界各国の同時不況の影響を受けての輸出不振等から、それまでのバランスのとれた経済運営も均衡を失い、1975年の実質経済成長率はマイナス4%と大きな落込みをみせることとなった。又、新共同決定法案、新財形法案、投資誘導制度の導入、独禁法の改正動向にみられる経済の公共化の名のもとに進められつつある社会民主化傾向、年金、住宅等の過度な福祉施策等は、企業経営者にとっては労働分配率の上昇（利潤率の低下）をもたらしたのみならず、設備投資意欲を減退させることにもなり、又、国家財政面でも大巾な赤字状態にあり、経済運営面においては大きな曲り角に直面している。

労働経済面についてみると、労使関係は政・労・使の協調行動により極めて安定しており、賃金面についても物価安定に向けての国民的協力が強く、1975年の賃上げについては、イギリス、アメリカにみられる統制的な手段によらず、一部の産業等においては物価上昇率を下廻る6%台での妥結を見ている。一方、失業者については、100万人を超す水準にあり、又長期化する様相もあり、社会保障面で種々の配慮がなされているものの社会問題化しており、民間設備投資の振興を中心と



する景気刺激策の実施が叫ばれている。

これに対して、先述の通り経済の活力は失われつつあり、世界経済の回復見通しも期待薄である上、国土開発も既に終っている段階にあり、人口増加も停滞しており、経済回復の見通しは短期的にも、中・長期的にも容易ではないという一面もある。

このような悲観的な材料があるものの、西ドイツにおいては労使関係面では極めて安定した関係にある上、物価安定に向けての国民的な協力も強く、優れた技術力による国際競争力の強さも抜群であり、これらの有利な条件を活用すれば今後の成長回復への期待は十分にあるといえる。

また、わが国に比し、西ドイツ企業は自己資本比率面、これまでの蓄積面等企業の実力としての優位はまだ大きなものがある上、今次不況による収益の悪化度合いもわが国に比しはるかに少ないことも十分念頭に置く必要がある。

1976年の賃上げについては、先般主要業界の労働協約改訂交渉の皮切りをなす鉄鋼業界の労使交渉において8%の要求に対し、基準給で5%（ボーナス増額分を月別にならすと6%となる）の賃上げで妥結を見たところであるが、現下の厳しい情勢の下で、賃上げは必ずや企業経営の悪化をもたらし、雇用機会の縮小をもたらすとしての危機感も強い。

## (2) イギリス

欧米主要国の中であって、イギリスは依然現在もインフレ、失業、国際収支の悪化に悩んでおり、特にインフレ率は他国に比し2～3倍にも達している。イギリス経済は、国際収支の状況を目途にゴー・ストップ政策を繰返してきたが、短期的な経済安定は図られても長期的な経済基盤の強化の面では犠牲にされるところが多く、技術革新の停滞と相まって企業経営者の設備投資意欲を減退させることとなった。又、元来貿易依存度の高い経済構造は今次世界的不況により、国際収支の大幅な悪化をもたらしめている上、労働党政府のすすめる産業国有化政策は却って経済活動を不活化化しており、経済は極めて低迷した状態にあり、実質経済成長率の伸びも殆んどない。

労働経済面についてみると、賃金と物価の関係については、1972年以降三次にわたる所得政策や物価スライド制を実施し、賃金抑制を図ったが実効は上らず、今もって物価と賃金の悪循環はたち切れていない。労使関係面については、職種別組合という労働組合組織の特殊性、国有化企業のウェイトが高く企業の収益を度外視しての賃上げ要求、又社会階層間の身分の固定化といった諸事情もあり、労使紛争は頻発しており、社会不安を引き起すと共に資本主義体制の変革を求める政治闘争にまで陥りつつある。又失業者については、経済活動の低下により高水準で推移しており、又一時解雇者の数も激増しており、失業に対する社会保障面での対策が種々講じられている。

従来より、イギリスでは社会保障制度が行き届いているが、現在では却ってその福祉諸施策の充



実の行き過ぎが、生産性向上への意欲の減退等に結びついていると指摘されている。

昨年8月以降インフレ抑止のために新賃金抑制策（今後1年間の賃上げ幅を週当たり6ポンドく約10%に制限するというもの）がとられているが、その帰趨がイギリス経済回復の大きな鍵を握っているといえる。

しかしながら、現在のイギリス経済の生産性上昇が殆んど望めない状態のなかでは、今次賃金抑制策も経済の実勢を超えた過渡的な措置としか評価されず、真の物価安定につながるものではないとされている。

### (3) アメリカ

アメリカ経済は、従来より雇用の安定と物価の安定を基本に自由主義経済の原則にたった政策運営を行ってきたが、石油危機後における景気後退の中で、実質経済成長率はマイナスに転化した。こうした経済活動の低下に伴ない労働力需給は急速に悪化し、失業率は本年5月に9%にも達し、現在アメリカでは失業問題がむしろ物価問題よりも深刻に意識されている。アメリカは他国に比し経済面で海外に依存する度合いが少ないため、自主的に経済回復を図りうる余地があり、政策の重点は増大する失業への対処に向けられており、総需要抑制によるインフレ対策を堅持しつつも、公共事業等による雇用の確保を図るという姿勢が打ち出され、最近では住宅建築の好調、個人消費の回復に支えられて景気回復の基盤が整えられつつあるが、同時にインフレ再燃の兆候も現われてきており、尚予断を許さぬ状況にある。

労働経済面についてみると、失業者は先述の通りであるが「最低賃金制」により、最低賃金の水準が高く決められていることもあり、失業者は女子や未熟練労働者等に集中する傾向がある。又、失業保険の給付内容が恵まれすぎていることが、働くことへのインセンティブを低くしていることが問題視されている。

賃金面については、1971年8月賃金・物価の凍結措置がとられたが、凍結解除後に反騰があり、実効が上らなかったが、最近ではエスカレーター条項の適用により、名目賃金の上昇傾向が強く、又経済動向に対して賃金が非弾力的であることがインフレを助長することに結びついている。

労使関係面では、統制経済に反対する自由主義経済原則が労使間で確立されており、所得政策については労使間で鋭い対立を見た。

しかし、1973年3月の鉄鋼業界と全米鉄鋼労組の間に締結された「実験的交渉協定」は、鉄鋼の国際競争力をつけるための新たな試みであり、又最近の産業構造の変化に対応して、職業訓練機会の新規提供拡大を図るために制定された「総合雇用訓練法」は職種間移動の制約の多い国情にあって注目に値する。

他方、アメリカにおいても西欧諸国同様、社会保障面では拡充が図られて来たが、その結果政府の財政収支は大巾に悪化しており、その財源調達がインフレの一因にもなっていることは見逃せない点といえよう。

#### (4) フランス

伝統的に物価安定より、経済成長、完全雇用を重視した経済政策が支配的であり、1969年フラン切り下げ以降は輸出主導型の高度成長、国際収支均衡、物価安定を実現してきたが、石油危機後はインフレ、国際収支の悪化から景気引締め政策に転じたため、生産活動は停滞し、実質経済成長率も落込みを見せている。

フランスでは、産業の国有化が進んでいるが民間企業は個人資本家の比率が高く、又財政投融資のような産業資金供給メカニズムが弱いため、企業収益の悪化はそのまま企業の設備投資意欲の減退に結びついている。

物価対策については、戦後一貫して価格統制が採られており、1973年5月には「年間価格管理計画」が実施され、工業製品について年間価格の上昇率を規定した。このため、卸売物価は非常に安定してきており、現在では対前年度比マイナスに転じている。しかしながら、消費者物価については、まだかなり高率にあるため、企業は売上減による収益率の低下を余儀なくされている。

労働経済面についてみると、賃金については「最低賃金制」に物価スライド制がとられていたが、その後の改正により一般賃金水準との格差は正が図られる動きがあったがインフレ昂進の懸念もあり、政策的にブレーキがかけられている。

失業者については、景気後退とともに急増しており、約100万人にも達しているが、社会保障面では政府・民間施策とも相当手厚く改善されている。

又、フランスでは「職」を中心とする雇用慣行があり、職務能力開発が難しく、労働力移動が極めて難しいのが特徴である。

労使関係面では、労働組合は産業別組織であり、国鉄・電力等主要産業の約70%が国有化されていることもあり、労働運動は政治運動化し易い傾向を持っている反面、経済闘争には関心が薄い面がある。

労働対策として注目されるのは、1975年2月に大統領の諮問機関である「企業改革に関する研究委員会」の答申であり、この中では今後のフランスの経済・社会の変化に適応していくための企業のあり方や新しい労使関係のあり方について広範な提案が行なわれている。

### 3. 欧米各国の低成長経済への対応の中から今後のわが国のあり方について示唆されるもの

これまで欧米主要国の諸事情の中でみられる政策は、夫々の国情、歴史、国民性等を反映したもの



であり、一概に評価することは難しいが、今後のわが国の労働経済のあり方について示唆されるものについて、低成長経済移行後の中期的な観点と移行期にある当面の観点から選出し考察を加えることとする。

(1) 今後中期的に予想される低成長経済への対応

① 低成長経済下における労働経済面での課題

将来に予想される低成長経済下にあつては、労働経済面での課題として次の諸点が挙げられる。

- (イ) 諸々の制約条件の中で、変動の少ない安定した実質経済成長の実現が必要である。但し、その成長率目標については、西欧諸国より高位であることが必要であり、又その達成には財政政策の主導にまっところも大きい。(わが国企業の場合、雇用事情、借入金金利負担等より損益分岐点が高く、個別企業の対応がしにくい。)
- (ロ) その中にあって、物価の安定は経済施策の根本をなすものであり、安定成長実現のために、又実質労働条件確保のために優先的に取り組まねばならない。
- (ハ) 同時に雇用の安定確保は、勤労者福祉、労使関係の安定の立場から政府及び各企業を通じての優先目標でなければならない。
- (ニ) 安定成長経済のもとにあつては、福祉の向上も長期的に着実な実現を期し得るものでなければならない。

② 課題実現のために整備すべき条件

上記の課題の解決のためには、次の諸点が条件として整備されなければならない。

- (イ) 企業の活動意欲の振興が図られねばならないこと。企業活動意欲の沈滞あるところ、強力な経済政策もその効果を期待し得ず、又経済の総合的な安定成長を永続的に図ることは困難である。適正な設備投資活動により生産性を向上し、国際競争力の優位性を保つと共に操業度を維持し、雇用を確保するためにも企業の活動意欲の振興が先決である。
- (ロ) コスト・プッシュ圧力を緩和させなければならないこと。生産力拡大効果を期待し難い経済体制下にあつてコスト・プッシュの圧力がもたらす破綻は他国の例にも見られるところであり合理化と政・労・使の努力とによってこれが回避されねばならない。

更に、これらの条件を整備していくためには、自由主義経済体制に基づく市場経済原理の貫徹と政・労・使三者の認識の一致が不可欠である。社会民主化政策や統制経済による企業活動意欲の低下は注目を要するところであり、又、政・労・使の協力体制を欠いて諸施策の成功を期し難いことも諸外国の例について先に見たところである。またこれまで度々国民経済の成長を支える企業の活動の一面のみを促えて一方的な批判が行われる場合もあったが今後のわが国



経済の進路の中での企業の役割についての再認識と経済基調の変化の中での福祉のあり方についての国民的コンセンサスが確立されることが必要である。

### ③ 各国の例に示唆される方策

(イ) 財政・金融政策による物価、国際収支への綿密で時宜を得た対応とこれに対する国民的協力の推進。

低成長経済下では、企業の弾力的な対応能力が低下するため、政府レベルでの財政政策面、中央銀行の判断に基づく金融政策面夫々についてその役割が重要となり、国民的同意の得られる施策の適時の推進が必要となるが、西ドイツの場合に見られる如く同時に労使をはじめ国民各層の側においても、内外の環境変化の卒直な認識に基づく協力が行なわれなくてはならない。

(ロ) 日本的雇用慣行維持への努力

わが国における終身雇用を中心とした雇用慣行については、国際的にも評価されつつあり、また現にこの雇用慣行が不況の際にも失業率の上昇を防ぎ、社会不安の防波堤として役立っている実態を忘れてはならない。そして又社会体制への信頼、労使の安定的な協力関係、勤労者福祉の維持の観点からも、今後にわたってその維持の努力が行なわれるべきである。しかし、これからの低成長経済下にあってはこのことは容易なことではなく、操業度の低下の中で労務費の固定化を招き、労務費が変動可能な欧米諸国に比べて競争上極めて不利な条件になってくる。従って、企業として不況時を予測した蓄積を図ることは勿論であるが、不況の際にも雇用の安定をはかっている企業に対する社会的な補償措置の充実が必要である。

一方、企業の操業度に応じた雇用調整とともに、経済基調の変化に伴う産業構造の変化も予想され、産業間の雇用調整が必要となってくるが、各国における例に見られる通り、社会保障措置の新しい工夫と新規雇用機会の創出と必要な流動化促進のための新しい雇用政策の展開が必要とされよう。例えば、国又は自治体と企業との共同による団体の設置により職業訓練を行うこと等も一つの方策であろう。

(ハ) 経済成長、生産性上昇度合いに見合った着実な福祉向上の実現

企業や産業の実態とはなれ、物価のみにスライドした賃金上昇や経済の実勢と調和のとれない社会保障等福祉の独走がしばしば労働分配率の上昇傾向をもたらし経済の混乱の源となっていることは各国の例に見られる通りである。生産力拡大効果によるコスト負担の後追い吸収が今後容易に期待されぬ中であって、コスト・プッシュ・インフレーションを排除し、着実な福祉向上を実現するためには、生産性基準原理の再認識のもと国民全体がその負担について相当の覚悟をすることが必要である。他面、安定的な賃金上昇を実現しつつある西ドイツの例にみ

られる通り、勤労者にとって長期的な観点から豊かな生活ビジョンを設計しうる持家、老後保障のための年金等の財産形成施策の充実が国策として、又企業の助成努力によって進められなくてはならない。

#### (一) 政・労・使の意思疎通の強化

今後経済の変化に即した対策が急がれるが、もとよりその成否は政・労・使三者の理解の一致に基づく協力体制にあり、そのための各国の施策は注目を要するところである。

しかし、とりわけ労使の協議の方式については、歴史と組織事情等を背景に慣行を積み上げてきたものであることを理解し、わが国としても協調行動の実を挙げつつある西ドイツあるいは新しい試みを示しつつあるアメリカ等の各国の実例の特色を十分認識しつつ、夫々の企業における労使の慣行を生かし、従来以上に対話と意思疎通の実を挙げて行かねばならない。

#### (2) 新しい経済基調への移行期にある当面の経済情勢への対処

##### ① 安定成長路線への早期到達

生産の後退、操業度の低下、コスト・プッシュ圧力、過剰雇用等より企業収益が極端に低下し、雇用不安が生じている今日の状態は、異常な物価上昇と失業者の増加が併存するイギリス経済の混乱の例を想起させるものであり、その弊を回避するための対策が国民的合意と協力とに基づいて早急に推進されなければならない。当面の物価、雇用問題を克服し、早期に安定成長の路線に到達させることが是非とも必要であり、物価上昇を最低限に抑制しつつ成長を回復し、適度な設備稼働率を維持するための方策が最優先課題である。

各国においても、物価・雇用の実勢を反映した景気刺激策が試みられつつある。わが国においても予想される雇用問題に対処するため思い切った経済政策が期待されるところであるが、施策の有効性を期待するためにはそのことによる鎮静の緒についた物価問題への影響を政・労・使挙げての努力により防止せねばならない。

##### ② 当面指向されるべき方策

そのために、当面指向されるべき方策としては雇用維持を基本方針として、

(イ) 設備の適正な操業度の回復のために財政、金融、税制各方面にわたる景気刺激策を講じ、企業の生産と設備投資の意欲の回復に努めることが急務である。

(ロ) 同時に政府、企業においては積極的に雇用不安の解消に努めると共に労使にとって他の労働条件に優先した課題としての認識の一致のもとに実質的な雇用機会の確保に努めることが必要である。既に、発生している離職者については社会保障面における綿密な配慮を行なうと共に、労働力不足職種への転換促進策の推進や公共施策としての雇用機会の増大に努めることも必要

である。

い) 当面の賃金水準の決定に当っては、生産性基準に基づく合理的な決定を追求すべきであり、経済成長の早期回復と物価安定のためにも厳しい対処とならざるを得ないと考えられる。又、その中にあっても企業別、産業別の生産性と賃金支払能力に基づく賃金決定を指向せねばならない。この本来の考え方に立ち帰れば、全体として低い上限の中で企業別、産業別の実勢を反映した差を生ずることは避けられないところである。比較的安定の実を挙げて来た西ドイツにおいても経済成長の期待できない局面における賃金上昇については慎重であり、労使の合意により、まず物価の安定と成長の回復が指向されているのである。企業や産業の実勢とはなれた他産業における相場や物価スライド制等に基づく賃金決定の踏襲は、イギリスにみるコスト・プッシュによる物価問題の再燃及び景気刺激策の後退、企業の活動意欲の再低下による雇用不安を招来することを忘れてはならない。

ロ) 政・労・使の理解の統一と協力のための対話の展開が必要である。

従来の発想を転換した施策についての国民的合意のために早期に政・労・使の対話が必要である。社会契約の発想はその基調において、わが国においても極めて意義の深いことである。





各国別主要労働経済統計

|                |      | 実質<br>経済成長率<br>(対前年比)            | 国民所得中の雇用者所得<br>〈労働分配率〉 |                | 物 価<br>(対前年比)         |         | 失 業 者 |       | 国 際 収 支<br>〈経常収支〉 | 賃 金<br>(対前年比)           |      | 労 働 争 議            |       | ( 参 考 )<br><br>1976年見通し                                                                                                      |
|----------------|------|----------------------------------|------------------------|----------------|-----------------------|---------|-------|-------|-------------------|-------------------------|------|--------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |      |                                  | (対前年比)                 | (構成比)          | 卸 売                   | 消 費 者   | 失業者数  | 失 業 率 |                   | 名 目                     | 実 質  | 発生日数               | 参 加 人 |                                                                                                                              |
| 西ドイツ           | 1960 | 8.8%                             | 12.5%                  | 60.8%          | 1.1%                  | 1.3%    | 24万人  | 1.2%  | 4,783百万<br>マルク    | 10.4%                   | 8.6% | 28件                | 17万人  | 5大経済研究所見通し<br>OECD<br>実質成長率 4.0% (3.25%)<br>CPI 5.5%程度 (4.75%)<br>財政支出 1.5%<br>輸出入 共に 7.5%<br>失業率 100~110万人<br>経常収支 (⊕20億ドル) |
|                | 70   | 5.8                              | 17.7                   | 66.7           | 4.9                   | 3.4     | 15    | 0.7   | 3,585             | 12.9                    | 9.2  | 129                | 18    |                                                                                                                              |
|                | 73   | 5.3                              | 13.5                   | 69.5           | 6.6                   | 6.9     | 27    | 1.3   | 11,496            | 10.9                    | 3.7  | 732                | 19    |                                                                                                                              |
|                | 74   | 0.3                              | 9.7                    | 71.6           | 13.4                  | 7.0     | 58    | 2.6   | 24,851<br>(1~6月)  | 12.5                    |      | 890                | 25    |                                                                                                                              |
|                | 75   | ▲3.75                            |                        |                | 10月2.4                | 10月5.8  | 9月101 | 4.4   | 7,272             | 8月8.3                   |      |                    |       |                                                                                                                              |
| イギリス           | 1960 | 4.8                              | 7.7                    | 72.6           | 1.4                   | 0.9     | 36    | 1.6   | 百万<br>ポンド         | 9.6                     | 8.7  | 2,382              | 82    | OECD見通し<br>実質成長率 0%<br>CPI 15.25%<br>経常収支 ▲32.5億ドル                                                                           |
|                | 70   | 2.1                              | 11.7                   | 77.1           | 7.1                   | 6.4     | 58    | 2.5   | 707               | 15.2                    | 8.3  | 3,906              | 180   |                                                                                                                              |
|                | 73   | 6.0                              | 14.7                   | 76.1           | 7.3                   | 9.1     | 60    | 2.7   | ▲1,113            | 13.2                    | 3.6  | 2,873              | 153   |                                                                                                                              |
|                | 74   | 0.3                              | 19.6                   |                | 23.4                  | 16.0    | 60    | 2.6   | ▲3,771<br>(1~3月)  | 17.2                    |      | 2,822<br>(1~4月)    | 163   |                                                                                                                              |
|                | 75   | ▲2.25                            |                        |                | 10月21.7               | 10月25.9 | 9月125 | 5.4   | ▲627              | 7月33.8                  |      | 904                | 42    |                                                                                                                              |
| アメリカ           | 1960 | 2.5                              | 5.4                    | 71.0           | 0.1                   | 1.6     | 393   | 5.6   | 2,823百万<br>ドル     | 2.9                     | 1.0  | 3,333              | 132   | OECD見通し<br>実質成長率 5.75%<br>CPI 7.0%<br>経常収支 ⊕52.5億ドル                                                                          |
|                | 70   | ▲0.4                             | 6.7                    | 75.4           | 3.6                   | 5.9     | 409   | 4.9   | ▲324              | 5.4                     | ▲0.5 | 5,716              | 331   |                                                                                                                              |
|                | 73   | 5.9                              | 11.2                   | 73.8           | 13.1                  | 6.2     | 430   | 4.9   | 335               | 6.8                     | 0.6  | 5,353              | 225   |                                                                                                                              |
|                | 74   | ▲2.1                             | 8.9<br>(1~3月)          | 74.9<br>(1~3月) | 18.9                  | 11.0    | 508   | 5.6   | ▲3,608<br>(1~3月)  | 6.5                     |      | 5,770<br>(1~4月)    | 284   |                                                                                                                              |
|                | 75   | ▲3.0                             | 5.6                    | 76.1           | 11月3.7                | 10月7.6  | 9月773 | 8.3   | 2,148             | 9月6.7                   |      | 1,537              | 43    |                                                                                                                              |
| フランス           | 1960 | 7.4                              | 9.6                    | 58.3           | 3.6                   | 3.7     | 13    |       | 億フラン              | 6.6                     | 3.0  | 1,494              | 107   | OECD見通し<br>実質成長率 3%<br>CPI 11%<br>経常収支 ▲25億ドル                                                                                |
|                | 70   | 5.8                              | 13.1                   | 62.7           | 7.5                   | 5.3     | 26    |       | 16.6              | 10.6                    | 5.0  | 3,319              | 116   |                                                                                                                              |
|                | 73   | 6.0                              | 15.1                   | 63.9           | 14.7                  | 7.3     | 39    |       | 50.2              | 21.1                    | 12.9 | 3,731              | 225   |                                                                                                                              |
|                | 74   | 3.9                              | 19.8                   | 66.2           | 29.1                  | 13.7    | 50    |       | ▲282.0            | 18.6                    |      | 3,984<br>(1~4月)    | 172   |                                                                                                                              |
|                | 75   | ▲2.0                             |                        |                | 9月▲0.9                | 10月10.2 | 9月95  |       |                   |                         |      | 1,424              | 38    |                                                                                                                              |
| 日 本            | 1960 | 15.3                             | 17.4                   | 49.9           | 1.1                   | 3.7     | 50    | 1.1   | ▲983百万<br>ドル      | 8.4                     | 4.7  | 1,063              | 92    | 政府見通し〈S51年度〉<br>OECD<br>実質成長率 5.6% (4.25%)<br>CPI 8.8% (9.75%)<br>経常収支 ▲27億ドル (▲45億ドル)                                       |
|                | 70   | 10.9                             | 20.8                   | 54.5           | 3.6                   | 7.6     | 59    | 1.2   | 1,970             | 17.6                    | 9.2  | 2,260              | 172   |                                                                                                                              |
|                | 73   | 10.2                             | 26.2                   | 60.2           | 15.9                  | 11.7    | 67    | 1.3   | ▲136              | 23.6                    | 10.6 | 3,326              | 224   |                                                                                                                              |
|                | 74   | ▲1.8                             | 25.0                   | 63.4           | 31.3                  | 24.5    | 73    | 1.4   | ▲4,693<br>(1~10月) | 26.5                    | 1.6  | 6,100<br>(1~3月)    | 405   |                                                                                                                              |
|                | 75   | 1.25                             |                        |                | 11月0.8                | 10月9.6  | 11月98 | 2.1   | ▲1,374            | 10月13.6                 | 3.1  | 242                | 12    |                                                                                                                              |
| 備 考<br>(出 所 等) |      | 日銀 国際比較統計、外国経済統計季報<br>75年OECD見通し |                        |                | 日銀 外国経済統計年報<br>" (季報) |         | 同 左   |       | 同 左               | 日銀 国際比較統計<br>" 外国経済統計季報 |      | ILO 国際労働経済統計<br>ほか |       |                                                                                                                              |





# 低成長下の福祉のあり方

昭和51年1月14日

社団法人 関西経済同友会  
国民福祉委員会

## 1. はじめに

47年度国民福祉委員会では、短期的な経済の動きに左右されない福祉概念が存在する筈であるという見地に立って将来目標としての福祉社会を検討してきた。その中で福祉社会の要件として「基礎的な欲求の充足、高次の欲求の充足、変化に富む社会での充足感、欲求をコントロールする理性」をあげ、これを満たす個々の対策領域としての社会資本蓄積・公害防除・社会保障・中高年層対策・教育のあり方等について問題を指摘し、福祉社会へ向けて政府・企業・国民の果すべき役割を考察した。

しかしながら、その後の石油危機を初めとする政治・経済の諸問題は、資源環境の制約という長期的な経済基調の変化を我々に認識させることになった。この新しい趨勢に即して、あらためて福祉のあり方について考察を加えてみる必要があろうという見地から、低成長下の福祉のあり方を検討することとした。

## 2. 経済成長と福祉

戦後欧米追従の日本の近代化努力は GNP の拡大という国民的目標のもとに専ら経済的側面で成果をあげたが、福祉に関しても、雇用機会の拡大、所得水準の向上、所得格差の是正の面で多大の貢献をなし、それなりにこの時代における一つの対応であった。

しかしながら、他面で高度成長過程での歪みが顕在化し、成長の成果が必ずしもそのまま福祉につながらない点が反省されるに至った。即ち、

- (1) 成長の代価としての物価上昇、これによる高令者他労働から外れた人へのしわ寄せ。
  - (2) 環境汚染・都市過密化等による生活環境の悪化。
  - (3) 生産力増強へ傾斜した資本形成による生活関連社会資本の立遅れ。
- 等に対する反省である。

ここで成長そのものを目標とせず、持てる成長の力を活用して

- (1) 労働から外れた人へのしわ寄せに対しては福祉政策。
- (2) 環境汚染に対しては環境対策への技術投資と環境コストの市場化（PPP）。
- (3) 生活関連社会資本の形成の遅れに対しては経済フローの方向の修正。

等によって福祉指向型に修正しうものと考えられた。

ところが 47～8 年にかけて余りに早急な列島改造への指向から生じた超過需要と、国際通貨危機への対応の不適切から生じた過剰流動性によって、インフレが強まり、そこへ石油危機が発生して強烈なインフレが促進された。

このインフレ克服のため総需要抑制策がとられ事態は一転して不況に突入し、その後各種対策がとられているにもかかわらず、深刻な不況が継続しているが、長く苦しい景気後退期を経て再び成長に転じて、曾つての高い成長が可能とは最早誰も考えてはいない。日本経済がその根元的な成長力を失ったわけではないが、成長を許す環境条件の制約がはっきり認識されたわけである。

こうなると今後の福祉追求をどう考えるのか、福祉社会への指向に国民的合意ができつつあった段階で経済基調の変化を来たしたわけであり、改めて根底にある基本問題を把握することによって、今後の福祉のあり方について省察を加えなければならない。

### 3. 低成長下の福祉

#### 3-1 低成長下の福祉の考え方

経済の条件が変化した以上今一度原点に帰って考えるより方法はない。

- (1) 本来経済は福祉を求めての人の営みであるはずである。

最終的に福祉につながらぬ経済のひとりあるきがあれば、軌道修正していく必要があるが、一方、経済成長なくして福祉の増大を望みえないことも明らかである。

- (2) 日本は資源の殆んどを他国に依存している。

原材料、食料はもとより環境についても人口に比べて乏しい資源である。これらが今後制約されてくることにより成長自体も、これまでのような高度成長は可能とは考えられず、また自国民の福祉のみを考えて行動することも許されなくなる。

このことから低成長が福祉に及ぼす影響は、

第一に福祉原資の伸びが停滞せざるを得ないということである。そこで分配特に財政資金の配分に問題が出てきて、これまでのように財政負担によって何もかも福祉水準を引き上げようということとは、難しくなってくる。そこで改めて福祉とは何か、その負担をどうしていくのかもう一度考え直すことが必要になる。

第二には雇用に関して、これまで就業者の増加を産業規模拡大の中で吸収してきたが、低成長下では就業機会が減少し、高令者等弱い立場の人に対して、しわ寄せがくる可能性があるということである。成長の制約次第では就業者が、労働機会を分かちあうために時間短縮による所得減を甘受

していくか、労働機会を得られぬ人のための負担に耐えていくか、選択の問題として出てくる可能性もある。

こうみてくると従来の「物的には豊かになったがそれが必ずしも福祉につながらぬ、豊かさの味を変えよ。」という考え方に加えて、「最終目標に達するまでの路程が長くなった。辛抱が必要だ。しかし最終目標を見失ってはならない」という考え方を含めざるを得ない。従ってこれからの福祉について、国は何を重点とし何を優先的に進めていくかという長期ビジョンを作り、計画的に福祉社会への途を着実に進めていくことが必要であり、この歩みの中で従来にもまして「分配の公正」「弱い立場の人への配慮」が行届かねばならぬことになる。

今やこうした中で福祉の本質が問われているのである。

福祉社会とは究極的には人間を幸福にする社会である。幸福そのものは、安定した生活維持の基盤が確立された上で精神的な充足感を得るところに生まれるものであって、自らの選択と努力で築きあげるものである。これを助長するためには、各人の努力がよりよく発揮できる場があり、努力した結果が報いられるというシステムが社会的に作られているということではなければならない。このようにこれからの福祉は、兎角考えられがちな何もかも公的な援助に依存するということなく国民一人一人が自らを律し、自らの活動が社会の連帯の中で支えられ自らも社会を支えているという実感がもてるという高次の欲求の充実に、その方向を求めべきであろう。

この点について村上教授、蠟山助教授等から三木首相に提言された「生涯設計計画」はこの考え方と殆ど軌を一にしており、自助の精神に立ってこの営みを容易にするため、個人のライフサイクルから捉えた最低限必要な社会制度について具体的提言がなされている。何を最低限とするか各層で考えが異なり、目標数値についても時代によって可変であるが、今必要なのは福祉についての国民の合意形成であり、バラバラに存在する福祉への欲求を体系づけ一つの処方箋として提示されたことを、積極的に評価するとともに長期的にこれが実現されていくことを期待したい。

### 3-2 これからの福祉の進め方

これまでの福祉政策は、どちらかという和政府主導型であり、欧米の高福祉社会との比較において福祉水準の引上げをはかるというものであった。しかしながら「もの」に対する欲求がある程度充足された段階では、経済という狭い範囲をこえて「ところ」においても真に豊かな社会が希求されるに到った。勿論そのために物的な充足をないがしろにするものではない。

基本的には、最低限の生活維持のためのナショナルミニマムについては国が保障しなければならない。この基盤の上に立って初めて個人は自己の努力によって更に福祉の向上が得られるのである。



福祉実現の方法としては、まず私的に解決のつくもの、公的な仕組みでしか解決のつかぬもの、両者を明確に区別しなければならないし、後者即ち国民の生活基盤に関する諸施設の拡充整備を中心とした公共投資と社会保障を中心とした経常的な公共的支出については、国民との対話の場でコンセンサスを得つゝ重点的に進めていくということ でなければならない。

これらの施策を進めるに当って、国民経済における国及び地方の財政支出の比重は今後長期的にみて漸次増大する、一方財政収入の面においてはこれまでのような税の自然増収は従来に比し停滞することが予想されることから、租税・社会保険料等の引上げによる国民の負担が高まることになる。この負担について、国は福祉充実の度合とそのための負担の関係を国民に提示し、その選択と合意に基づき実施していくことが不可欠であり、国民としても、合理的なニーズに基づく負担について社会的公正・社会連帯の観点から応分の負担をする心構えがなされねばならない。

#### 4. 新しい福祉社会建設への問題点

以上の考え方に立って新しい福祉社会建設のための重要な視点について付言することとしたい。

##### (1) コミュニティの重視

コミュニティは人々が生活の糧を得るにとどまらず精神的な支えを見出す場であり、福祉と深い関連をもっている。このコミュニティは、これまでの経済発展、産業構造高度化の過程で人口の都市集中化と核家族化の進展により崩壊してきた。

福祉に魂を入れるのは相互扶助意識・公共心・道徳心である。それは人間的な触れ合いをもち、社会に関心をもつところに生まれてくる。他人への無関心が一般化している今日、コミュニティに固有の連帯価値を見直し、人格形成の場・憩いの場としてのコミュニティを復活していくことが必要であろうし、福祉行政についてもコミュニティの存在が大きな役割を果たすことになる。

即ち、福祉行政は自然環境の保持、生活関連基盤の整備等住民の要求を出発点とする。しかし住民が欲する要求にすべて応える福祉はあり得ない。従って権利と要求だけでなく自治と連帯の精神に則り、様々な要求を全体として合理的なニーズとしていくことが必要であり、この対話の場がコミュニティである。

市民運動をみても、お互いの結びつきは共通の認識に立って問題を肌で感じる場所に生まれる。このことから福祉行政に関して限られた原資で最大の効率をあげるため、地域の真のニーズをコミュニティの建設的対話の中で捉え、コミュニティ成員自らが選択し、その結果を自らが認識して責任を負うという体制作りが必要である。このプロセスの中で個人のエゴ、地域のエゴを排し、全体として調和のとれた福祉社会建設の途が模索されねばならない。

このようなコミュニティの形成のため、国は予め地域行政のあり方を明確にした上で、福祉行

政に関し地方でカバーする分野をふやす施策をとり、その財政的裏付を行っていくことが必要である。又、教育の面においては、知識に偏重することなく社会生活にどう適応していくか具体的に学ぶ全人教育を行うこと等考えてゆかねばならない。

## (2) 就業機会の創出

経済活動においては、今後成長が制約される中で福祉ミニマムである完全雇用をどう達成していくかが最大の課題となる。

日本の社会は高度の産業化によって初めて維持される大きさであり、経済の活力維持のための経営の冗の排除（合理化）・国際競争力の確保は何としてもやっていかねばならず、これと一見矛盾する就業機会の創出をどう解決していくのか真剣に取り組んでゆかねばならない。

今後の経済成長下では、曾つての重化学工業化中心と同じ形で就業の機会の拡大はあり得ず、雇用構造の質的改善が必要となってくる。そこで省資源・省エネルギー型産業、知識集約型産業等国際社会においても必要な産業構造に転換していく中で、知的レベルの高い日本の労働力を活用する場を創出していくこと、更には福祉の中心部門である教育・医療・社会福祉施設等の分野では、これまで労働力が不足していたことでもあり、こうした福祉充実の方向に合致した労働集約型サービスの分野でマンパワーの活用をはかるための施策（専門者の養成、労働条件の改善等）が行われなければならない。

他面今後の成長率如何では雇用不安が大きな社会問題化する可能性があることも考慮し、企業としては経済性の追求のみでなく国民福祉の立場からも雇用を維持し吸収していく最大の努力がなされねばならない。他方労働者側も社会的公正・社会連帯の観点に立って賃金上昇の自制、等を考えてゆかねばならぬことになろう。このように労使ともども夫々の立場でその役割と責任を明確にしていく必要があり、国としては、雇用構造改善の方向明確化、短期的景気変動に対処するための雇用確保策を通じて失業を偏在させないための検討が必要である。

## (3) 福祉型経済の運営

今後成長率が変わると経済を支える投資部門の中味が変化してしまうという点は重要である。これまで日本経済の成長を支えてきたのは個人消費であり、民間設備投資であったが、今後は適度の成長を支えるためにも、生活関連社会資本形成、住宅等福祉部門を拡充していくことが必要となってくるものと思われる。従って経済運営をどうはかり政府支出をどう効率的に運用していくのか、この舵取りが最大の課題となって、この面における政府の役割が一層大きくなっていく。このため政府は各省庁にまたがる福祉行政の統合をはかり効果的な経済運営をはかってゆかなければならない。

我々が求める福祉社会は、経済社会の発展が人々の生活の安定と向上に結びつき、人々の創意が自由に発揮されて内面的充実への福祉感が得られるという姿である。

人々がこうした福祉のあり方を強く認識し、広く社会的公正・社会連帯を尊重しつつ夫々の立場で新しい福祉充実を求めて地道な努力と工夫を続けていくことによって、初めて真の福祉社会が築きあげられていくのである。

以 上



## 第14回関西財界セミナーまとめ

昭和51年2月6日

### 当面の危機打開策

第一に当面の危機打開策について。

現在、わが国が陥っている経済の危機は、基本的には、ニクソンショックからオイルショックを経て今日に至るまでの間に、国際貿易や国際金融の秩序が変動し、資源問題を始めとして南北関係が一段と緊張の度を増すなど、国際条件が急速に変化するとともに、これらが、公害問題や立地難などの国内要因と相まって、日本経済の高度成長路線が行き詰ったことに起因している。

加えて、この経済の減速過程が、オイルショック前後の燃えさかるインフレとその急速な終息という形で一挙に訪れたため、問題を極めて深刻なものにしていると言える。

それだけに、今日の不況もまた単に通常の景気循環論では律し切れない特別の性格を持っている点に留意しなければならない。このことは、昨年初米、度重なる景気対策をもってしても不況克服を果し得ず、再三にわたって景気回復への期待が裏切られて来たことに端的にあらわれている。

実際問題としても、現在、ほとんどの企業は、設備も雇用も借入れも、その他経営の全般にわたって、高度成長を前提とした体質の弱点を露呈して赤字経営に陥り、また、多くの業界では構造的な転換を余儀なくされている。このため、雇用不安の増大とその長期化をもたらし、これらが一体となって経済と福祉の基盤を揺がせているのである。

従って、当面の不況から脱却するためにも、さらには中・長期的な安定成長路線を確保するためにも、個々の業界、個々の企業が、自助の精神に則り、背水の陣をしいて、その体質改善を進め、日本経済の新たなる事態の下で、それぞれの存立基盤を確保し直すという難事業を遂行することが不可欠である。

それでは、企業経営を立て直し、産業基盤を固め直す当面の方策は如何、という点であるが、この点で先ず強調されたことは、企業経営全般の合理化、不採算部門の整理など、企業ベースでの対策を徹底させることである。

その際、当面、特に問題になるのは、言うまでもなく今後の雇用と賃金との問題である。

一部には、消費需要を盛り上げて景気のリバウンドを急ぐべきだとのマクロの観点に立って、今春のベアをあまり低率に抑え込むべきではないとの主張も見られるのであるが、本セミナーでは、各企業が、今後とも雇用を出来る限り自力で確保することこそ、現下最優先の課題であるとの観点が極めて明確に打ち出され、そのため、賃金の決定に当たっては、各企業の生産性や賃金支払い能力を十分に見極めめて決定すべきであるとの点で、経営者の意見の一致を見た。

賃金交渉に当たっては、高度成長時代の申し子とも言えるべき「春闘」という呼び方を止めようとの合意

が成立したと合せて、単に目先の上昇率のみを云々する態度を排し、企業経営の長期的展望に即して、この問題を考えるべきだとの強い主張が出された。この点に関する幅広い合意形成のため、政・労・使による協調会議の提案もなされたが、各企業においても、労使が相協力して運命共同体としての企業の経営基盤と、従業員の雇用とを、お互いに守り合うとの立場に立って、それぞれが許容できるギリギリの妥協点を見出してゆく努力を積み重ねることが肝要である。

同時に厳しい低成長時代を生き抜くためには、終身雇用の慣行など労使協調と勤勉の基盤になる日本的労使関係の利点を温存しつつも、学歴偏重体質の改革、賃金体系や昇進、昇給システムの再検討と言った課題により長期的、総合的見地から取組むべきことが強調された。

一方、業界ベースでの、不況克服、体質改善が真剣に議論されたことが、本セミナーの特色であったかと思うが、先般の線紡大手三社の業務提携や、平電炉、特殊鋼業界などの再編への具体的な動きを高く評価する声が強かったことに象徴されるように、各業界が全体として危急存亡の岐路にあるとの認識の下に、業務提携、集約化、協業化、業種転換など、業界ぐるみで浮び上れる方策を実行すべき段階に來ていることが強調された。

また、金融界も、一致協力して、産業界の当面の苦境を支援することによって、体質改善の途上で発生する摩擦や社会的不安を未然に防止し、信用秩序を守ることにより全力を挙げるよう要請されているのである。

一方、政策面においては、以上のような、体質改善への民間の自助努力をバックアップし、日本経済の路線転換に伴う摩擦や犠牲の発生を防止する対策を講じることこそ、今日、政府に課せられた最重要の課題であると指摘された。

このような意味でも、当面の大幅な需給ギャップや、今後の企業ベースでの減量作戦の実施に伴う需要の落込みを少しでも埋め合わせる必要があると、このため政府がもっと大胆な需要補強策をとるべきであるとの意見が出された。

しかしながら、同時にあるいはそれ以上に必要と思われることは、個別の対策についてである。

特に止むを得ざる雇用調整への対策を中心とする労働行政、業界ぐるみの構造改革を円滑ならしめるための産業政策、就中、中小企業対策、さらには、これらの個別政策を推進するための財政、金融措置を講じることなどが強く求められる。

## 日本経済の将来の発展方向

主たる論点の第二は、日本経済の将来の発展方向についてである。この点、本セミナーで確認されたことは、当然のこととは言うものの、やはり我国は、今後とも、製造業を中心とする産業基盤を強化し、これまで通り、自由主義体制による加工貿易立国として生きる以外に途は無いということだ。



よく、「民間主導型経済から財政主導型経済への転換」とか「成長中心から生活中心への転換」とか、我国経済の発展方向自体が根本的に変わるかの如き言い方がなされる場合があるが、決してそうではない。社会資本や社会保障を充実するための財源を生み、また国民生活の質的向上や、国民に余暇の活用を可能とする源になるのは、資源を効率的に加工し、組立て、効率よく輸送し、そしてこれを内外に効率よく販売してゆくという、地道な経済活動以外には無いということを、私どもは今、あらためて確認する必要がある。

これこそが、今後とも企業経営の変らぬ目標であり、このため、内外の環境整備を行うことこそ、経済運営の変らぬ基本でなければならない。

もちろん、資源制約や国際競争の激化を始めとして、内外に山積する厳しい制約条件を考えると、わが国がこれまで通りに加工貿易立国としての途を歩むにしても、それは、これまでと比較にならぬ程、辛い道のりとなることを覚悟すべきである。

エネルギーなど一次産品産出国との国際関係の安定化、食糧や資源の備蓄、産業構造の省資源・省エネルギー化、新エネルギー源の開発、さらには技術開発など、ナショナルセキュリティーを確保するとの見地からも、ひとつひとつ、地道に実行してゆく努力が求められる。

また、種々の制約条件克服への努力を可能な限り重ねるとしても、資源の有限性は大きな前提であり、「豊富経済から不足経済への転換」を考えると、各業界、各企業においても、さらには国民の消費生活においても、行動のビヘイビアを変えてゆく必要があることは当然である。資源の加工度を高め、あるいは、使い捨てられる商品よりも、家財として蓄積される商品を生産するなど、フローよりもストックを重視して、従来とは異った生産と消費のあり方を築き上げる努力が求められる。

特に関西経済は、繊維製品、家電など伝統的に加工度の高い商品づくりを得意としてきた。それだけに、今後とも意欲的に組立産業を育て、交通・情報システムの完備、文化水準の向上と相まって、関西経済の地盤向上に取り組むべきであるとのご提言がなされた。

また、関西の産業構造高度化と関連しての産学共同による実践的な調査研究機関を設立してはどうかとのご提案も行われた。

### 転換期における経営者のあり方

第三の論点は、転換期における企業経営者のあり方の問題である。

この点で、本年特に強調されたことは、民間企業こそが経済を支え、国民生活を成り立たせる主体であるとの確信を新たにし、経営者は自由主義を守る気概と、自己責任のモラルとを高めるべきであるということである。

これからの企業経営において、先ず求められることは、技術をいっそう重視することだ。独創的な技



術開発、あるいは既存技術の着実な改良、そして、これらを背景にした、着実な投資活動こそが、経済と企業の活力の源泉であり、各産業、各企業において、このようなエネルギーがほとばしるようにすることが、経営者の基本的な責務であることが強調された。

次に求められることは、人を活かすということである。天然資源に乏しい日本にとって、最大の財産が人であることは、今後とも決して変りはない。

常に人材の養成に努め、従業員の経営参加意識の高揚などにより労使関係の安定を図り、組織の活力を維持することが経営者の課題だ。

また、正しい競争こそ、自由主義経済の活力を維持する起動力であることは、いかに低成長の時代に入るとは言え、変らぬ原則であることも指摘された。

従来は、ともすれば量的なシェア競争に陥り勝ちであったが、低成長の時代においては、このような競争は全く無益有害であることを認識すべきであり、今後の競争は、技術の進歩や、付加価値を高める投資、さらには人材の養成などを互いに競い合う形で展開されるべきだ。

今日、企業が経済のイノベーターとして、日常活動において、このような正しい努力を積み重ね、その機能を存分に発揮し、さらに一方において社会との調和を図ることに引き続き努力してゆくならば、必ずや企業活動に対する社会の正しい理解が得られ、信頼を高めることになることを確信する。

私どもは、自信を持ってこのような正しい道を歩み続けてゆきたいと思う。

# 資源エネルギー委員会活動報告

昭和51年2月26日

社団法人 関西経済同友会

資源エネルギー委員会

## 1. はじめに

昭和48年10月、中東産油国がイスラエル・アラブ問題の紛糾を不満として、原油の供給制限と価格の引き上げを宣言したことは、それまで豊富低廉な輸入原油を背景に高度経済成長路線をたどってきたわが国経済にとって、まさに「オイルショック」であり、わが国エネルギー政策の基本路線に見通しを迫るものであった。

その後供給制限は解除されているものの高騰した原油価格は、わが国のみならず世界各国の経済に甚大な影響を与えるとともに、石油以外の鉱物諸資源にも資源ナショナリズムの高まりをもたらすという波及効果を生んで今日に至っている。

資源を有限なものとして把まえる考え方、そしてそこから出て来る資源の戦略物資化は、原油をはじめとした鉱物資源に限らず、食糧においても近時そうした傾向の強まりをみせている。ソ連の融和外交の裏には食糧の逼迫があり、米国をはじめ諸外国においても食糧政策は今や最重要政策となっている。

こうしたなかで、所要エネルギーの僅か10%、食糧のおよそ半分しか自給していないわが国にとって、国民生活の安全保障を図る道はあるのであろうか。

こうした問題意識を背景として、関西経済同友会では昭和49年4月「資源問題委員会」を発足させ、その組織活動の一環に資源問題 — エネルギー資源のみならず食糧資源まで含めた — に関する調査研究を加えることとした。

その後昭和50年度には名称を「資源・エネルギー委員会」と変更し、今日に至るまで略2年間資源エネルギーをとりまく諸問題につき夫々専門有識者よりヒヤリングを行ってきた。

2年間、計17回に及ぶこうしたヒヤリングを通じてわれわれは資源エネルギー問題の基本認識をより一層深め、今後わが国が解決せねばならない問題の所在について理解を深めることが出来た。

今回、一応の区切りとして、この2年間の研究活動の報告と所感の一端を取りまとめたので、御報告のうえ、御批判を賜りたいと考える次第である。

## 2. 資源・エネルギー問題に関する所感

エネルギー資源、食糧資源いずれについても言えることは、わが国経済ならびに国民生活が、極めて輸入依存型の非常に不安定な供給体制の上に立脚しているということであり、このことは、われわ

れが常に強く認識しておかなければならない点と言える。

近時、石油に一時的な需給のゆるみがみられる為、エネルギー問題についても一部に危機感の希薄化がみられるが、両資源とともに、今後ますます戦略物資化の傾向を強めていくであろうことは避けられない事実と考える。

従ってこうしたなかで、わが国国民生活のセキュリティーを高める為には、その供給体制の安定化政策が重要な課題であり、同時に供給削減等の緊急事態に際しても、これに混乱なく即応出来る体制づくりも重要な課題と言える。

こうした為の諸施策の強力な推進が望まれると同時に、その為の国民的負担については将来の生活基盤の安定化の為の対価として、わが国民が応分の負担を覚悟してゆくべきものとする。

以下、エネルギー資源、食糧資源毎に若干の所感を申し述べる。

(( エネルギー資源に関して ))

(1) 輸入エネルギーについて

輸入エネルギーについては今後それへの依存を極力低下させていくことが望ましいが、それでも、なお昭和60年度で80%を超えるエネルギーについては輸入に依存せざるを得ないものとされている。

即ち、わが国経済、わが国国民生活の繁栄が、極めて不安定なエネルギー供給源の上に成り立っているという姿は本質的に何ら変わらないものと言える。

|                      |   |     | 48 (実績)   | 55 (見込)   | 60 (見込)   |
|----------------------|---|-----|-----------|-----------|-----------|
| 輸入供給エネルギー量           | L | N G | 237万T     | 2060万T    | 4200万T    |
|                      | 石 | 炭   | 5800      | 9200      | 10240     |
|                      | 石 | 油   | 3億1800万kl | 3億9300万kl | 4億8500万kl |
| 一次エネルギーに占める輸入エネルギー比率 |   |     | 89.9%     | 87.5%     | 82.4%     |

(出所) 総合エネルギー調査会：長期エネルギー需給計画

従って、わが国経済、わが国国民生活のセキュリティーを高める為には、まず、輸入エネルギーの安定確保に総力をあげて取り組む必要があると考える。

この為には輸入先の多様化を推し進めることも必要と考えるが、まず何よりも産油国との友好関係を維持発展させていくことが必要であり、産油発展途上国への経済協力についても、これを積極



的に行っていく等、共存共栄の中で外交交渉力を涵養していく姿勢が要求されよう。

と同時にわが国の受入窓口たる石油産業についてはエネルギーの新時代に対応した体質の強化整備が急がれるわけであり、業界の共同化から再編成へとその体制作りを急ぐ必要がある。

## (2) 原子力発電について

原子力は国産エネルギーに準じた供給の安定性を有している為、石油にかわるものとして、今後大いに増加を図らねばならないエネルギーと言える。

総合エネルギー調査会の長期エネルギー需給計画でみても昭和60年度には4900万KW（一次エネルギーに占める構成比9.6％）と大きな伸びが期待されている。

|                | 48（実績） | 55（見込）  | 60（見込）  |
|----------------|--------|---------|---------|
| 原子力発電規模        | 230万KW | 1660万KW | 4900万KW |
| 一次エネルギーに占める構成比 | 0.6％   | 4.4％    | 9.6％    |

しかし、現実に原子力発電所の建設ピッチをみる時この数値の達成は大いに危ぶまれている。

原子力が今後わが国のエネルギーの安全保障上、その中核にならざるを得ないことを考える時はなほだ心もとない状況と言える。

計画の立ち遅れの原因は安全問題からくる立地問題にあると言えるが、国民的コンセンサス作りの為にあらゆる方策が講じられ早期に計画の軌道化が図られることが望まれる。

また計画軌道化をフォロー・アップするものとして、使用済核燃料の再処理と廃棄物処理についてもその方法論ならびに体制の確立が同時に急がれるものとする。

## (3) 省エネルギーについて

わが国経済、わが国国民生活が不安定な輸入エネルギーに依存せねばならない、極めて脆弱な体質にあることを十分に認識し、さらに一層の省エネルギーを国民的規模で拡大する必要がある。

この為には省エネルギー技術開発、省エネルギー設備投資等に対する税制金融面の恩典の拡大等、省エネルギーに対しインセンティブを与えうる体制の推進が望まれる。と同時に、われわれは、わが国古来の伝統的気風であった“物を大切にする精神、節約の精神”を今一度、一人一人が思いおこす精神の復興をこの際提唱したい。

### （食糧資源に関して）

#### (1) 米に対する再認識

食生活の西欧化により米からパンへ穀類から肉類へと、われわれの食生活パターンは変化をとげ、現在ではわが国の食生活は世界で有数な水準となっている。

しかし、小麦のほとんどは輸入に頼らざるを得ず、肉類についても、その原料たる家畜飼料の50%を輸入に依存せざるを得ない状態では、このような変化は結果としてわが国食糧の自給率を大巾に低下させることにつながり、反面自給可能な米作については減反政策をとるといふ、極めて輸入依存型の食糧需給となっている。

資源的にみると米は肉類に比し $1/7 \sim 1/10$ 省資源的食糧と言われているほか、蛋白源としての観点よりみても、他の穀類以上に良質という意見も出ている。

食糧危機が叫ばれるいま、われわれは米を見直し、米中心の食生活に今一度思いをおこす必要があるのではないだろうか。

#### (2) 米のコスト・ダウン

とは言うものの米作については、生産の大規模化により生産性向上を図り、大巾なコスト・ダウンを図る必要があると考える。

わが国農業における農機具投資は世界に類をみないほど高い水準であり、面積当りの馬力数でみても米国の2倍と言われている。

しかし、小規模農業単位毎の投資では生産性向上には限界があり、むしろ過剰投資によるコスト・アップにつながっているのが現状と考える。

農業の大規模化の為には、土地私有権の調整、耕地整備等土地改良の為の巨額の資金の捻出等、解決すべき大きな問題があるが、これが解決出来、同時にやる気を持った専業農家が育成出来れば、米の生産性は倍増し得るとの見方も出されている。

英断を以て考えるべき一つの方向と言えるのではなからうか。

#### (3) 輸入食糧の安定確保

米中心の食生活を前提としてもなおわれわれは多くのものを輸入に依存せねばならない。

この点、エネルギー資源と同様であり、国際的孤立化を防ぎ、輸入の安定化に努めることも同様に最重点課題と考える。

#### (4) 経済問題としての認識

わが国にとって食糧問題とは、絶対量不足による所謂飢餓の問題ではないにしても、経済上重要な問題であるとする。

食糧の安定輸入の問題は、わが国国際収支の問題であり、食糧の価格問題は、労賃を通じて日本経済に大きな影響を与える問題である。

即ち食糧問題は日本経済の基本政策に緊密につながっており日本の産業構造或いは労働力の配置配分の問題にもつながっている。

従って、こうした食糧問題に関しては、経済人としても決して等閑視してはいけない問題と言える。

### 3. 研究活動状況

(( 昭和49年度 ))

#### (1) ヒヤリング状況

| № | 月 日       | 講 師 (敬称略)                       | テ ー マ                       |
|---|-----------|---------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 49/ 6. 13 | 資源エネルギー庁長官<br>山 形 栄 治氏          | 資源エネルギー問題をめぐる今後の問題点         |
| 2 | 9. 6      | 通産省産業政策局長<br>小 松 勇五郎氏           | 産業政策の新しい諸問題について             |
| 3 | 10. 14    | 農林省・農業総合研究所長<br>渡 辺 兵 力氏        | 食糧問題の現状と将来                  |
| 4 | 11. 7     | 農林省・大臣官房・企画室長<br>森 実 孝 郎氏       | 今後の食糧政策と企業の役割               |
| 5 | 11. 15    | 日本エネルギー研究所長<br>向 坂 正 男氏         | 資源問題と今後の日本経済                |
| 6 | 11. 20    | 資源エネルギー庁・公益事業部原子力発電課長<br>高 橋 宏氏 | 原子力発電の現状と将来                 |
| 7 | 11. 27    | 通産省・工業技術院総務部長<br>仲 矢 鍛氏         | 新しいエネルギーの開発と企業の役割(サンシャイン計画) |
| 8 | 12. 17    | カリフォルニア大学教授<br>フレデリック・W・ヒル氏     | エネルギー問題が食糧におよぼす影響           |
| 9 | 50/ 3. 20 | 朝日新聞 社友<br>団 野 信 夫氏             | 食糧危機と日本農業の関係                |

(注) №1は国済経済・産業構造委員会と共催

№2は産業構造委員会と共催

№8は国際経済委員会と共催

役職は当時



(2) 委員会組織

|      |      |                     |
|------|------|---------------------|
| 委員長  | 熊谷典文 | (住友金属工業 専務)         |
| 副委員長 | 中川 功 | (伊藤忠商事 常務)          |
| 副委員長 | 木島利夫 | (三和銀行 常務)           |
| 常任委員 | 今西伸二 | (松下電器産業 海外事業本部調査室長) |
| "    | 大沢 孝 | (鐘淵化学工業 副社長)        |
| "    | 斉藤義雄 | (関西電力 専務)           |
| "    | 土井正裕 | (大阪瓦斯 常務)           |
| "    | 松田重一 | (丸善石油不動産 社長)        |
| "    | 宮沢鉄蔵 | (住友電気工業 常務)         |

(注 五十音順 役職は編成当時)

((昭和50年度))

(1) ヒヤリング状況

| № | 月 日      | 講 師 (敬称略)                       | テ ー マ                        |
|---|----------|---------------------------------|------------------------------|
| 1 | 50/ 7. 1 | 資源エネルギー庁・公益事業部・業務課長<br>篠島 義明氏   | わが国及び諸外国におけるエネルギー節約の実情と問題点   |
| 2 | 7. 9     | 三菱石油 社長付<br>牛島 俊明氏              | わが国及び諸外国におけるエネルギー開発の状況と問題点   |
| 3 | 7. 24    | 農林省・食品総合研究所・食品流通研究室長<br>田村 真八郎氏 | 食生活革命                        |
| 4 | 9. 9     | 科学技術庁 原子力局長<br>増田 実氏            | 原子力発電の将来展望と安全性               |
| 5 | 10. 6    | 資源エネルギー庁長官<br>生田 実氏             | わが国におけるエネルギー政策の方向            |
| 6 | 11. 7    | 丸善石油社長<br>宮森 和夫氏                | エネルギーの安定確保と石油業界              |
| 7 | 11. 21   | 東京大学教授<br>大内 力氏                 | 日本農業の現状と将来<br>— 特に食糧問題を中心に — |
| 8 | 11. 26   | 朝日新聞社論説委員<br>岸田 純之助氏            | わが国エネルギー政策の現状と問題点            |

(注) №6は産業構造委員会と共催

役職は当時

## (2) 委員会組織

|      |      |                 |
|------|------|-----------------|
| 委員長  | 熊谷典文 | (住友金属工業 専務)     |
| 副委員長 | 中川功  | (伊藤忠商事 常務)      |
| 副委員長 | 今尾晃  | (関西電力 取締役)      |
| 常任委員 | 井川道直 | (日商岩井 常務)       |
| 〃    | 今井昭三 | (東洋紡績 取締役企画本部長) |
| 〃    | 大沢孝  | (鐘淵化学工業 社長)     |
| 〃    | 大月高  | (同和火災海上保険 会長)   |
| 〃    | 桐山輝彦 | (神戸屋 社長)        |
| 〃    | 佐藤周輔 | (三井物産 取締役副支店長)  |
| 〃    | 酒井福三 | (サントリー 総務部長)    |
| 〃    | 富田三男 | (ダイキン工業 専務)     |
| 〃    | 中谷治  | (大阪瓦斯 常務)       |
| 〃    | 町田義雄 | (丸紅 大阪業務部長)     |
| 〃    | 真木嘉裕 | (松下電器産業 総合企画室長) |
| 〃    | 松島敏喜 | (日綿実業 業務広報部長)   |
| 〃    | 松田重一 | (丸善石油不動産 社長)    |
| 〃    | 宮沢鉄藏 | (住友電気工業 常務)     |
| 〃    | 安江一馬 | (ヤンマー農機 常任監査役)  |

(注 五十音順 役職は編成当時)

## 新たな繁栄への途

### 節約と蓄積 — 貯蓄の積極的活用

昭和51年2月26日

社団法人 関西経済同友会  
経済政策委員会

石油危機以降日本経済はいまだに不況克服の曙光を見出してはいない。50年春鉱工業生産は拡大に転じたが実需の裏づけに乏しく、生産増加は在庫の累増と商品市況の軟化を来し、同年秋経済は再び調整局面に入っている。一方、多くの業界では新価格体系移行の遅れと、損益分岐点を大幅に下回る低操業に

より業績は極度に悪化している。

このような不況長期化は基本的には、石油危機を契機とした世界的規模における自律的な需要縮小によるものと考えざるを得ない。従って経済の回復のためには、一方で過度に落ち込んだ需要の水準を引き上げるとともに、他方企業は石油危機以降の新しい経済次元に適応した構造調整を進めるという両面の条件が満たされなければならない。

このような観点から、当委員会は今後の政策運営に関して、次の諸点を強調したい。

#### 1. 有効需要の拡大

- (1) 内需の二つの柱である消費と設備投資は依然として停滞基調を続けている。総需要の増加を図るためには、輸出と財政に期待するほかはないこととなる。

米国景気の立直りというプラス要因はあるものの、非産油発展途上国や西欧諸国の景気立直りの遅れから、輸出環境は楽観を許さない。それだけにコスト条件の不利をも乗り越えた大きな輸出努力が必要である。

いずれにしてもこのような状況においては、需要の拡大は、大きく財政に依存しなければならぬ。財政には、弱体化した体質の改善の問題があるが、これと公共投資を主体とした建設公債発行の問題とは自ら次元の異なる問題である。寧ろ、建設公債による公共投資の増加は、税収増を通じて財政の体質強化につながる一面のあることはいうまでもない。

成長率鈍化による設備投資の縮小を主体とした有効需要の落ち込みは一時的な課題ではないのであって、その意味では財政による需要補完は長期の課題とならざるを得ない。この際中央・地方を通じた中・長期の財政の機能と枠組を明示して、今後の経済についての一つの明確な指標を与えるべきである。

- (2) 現在の異常な需給ギャップを考えると、一局部に余りに過大な政策的比重をかけることには問題があろう。民間住宅投資、消費需要、民間設備投資についても、その刺激策を検討してみなければならない。

ここで問題となるのは所得減税と投資税額控除である。

日本の現状で所得税の増減操作のような弾力的政策設計が可能であるかどうかは慎重に考慮しなければならないが、もし賃上げ抑制との組合せによりコストインフレの惰性を断ち切るという見通しがあれば、消費下支えや国民に与える心理的效果と併せて、所得減税もこの際思い切って検討してみる価値がある。

投資税額控除は単に一般的設備投資需要の拡大を図るのであれば、それは必ずしも十分期待できないし、適当でもあるまい。資源制約とコスト上昇を克服し、国際競争力を強化するために



は、何よりも独創的な技術開発と効果的な投資が必要である。旺盛な企業家精神に裏付けられたこのような投資活動についての傾斜的、選択的な投資税額控除は十分検討に値する。

## 2. 価格体系の是正

景気回復のためには、量的拡大による操業率の上昇を図ることはもちろん必要であるが、石油危機直後の直接的な価格介入政策の後遺症により正常な操業率をもってしても採算割れを強いられている業界がある。これらについては速やかに新しい価格体系に移行し、企業の存立基盤を回復せしめることが急務である。

価格形成の基本原則は需給関係によるプライスメカニズムにある。需給バランスの大幅な失調の現状では、新価格体系への移行もかなりの期間を要し、また最終製品段階に至るまでの調整を完了することは容易ではないが、需給均衡点を想定した適正価格への移行については、政府においても国民的コンセンサスの形成に配慮しつつ、適切な誘導政策を講ずることが必要である。

## 3. 企業のコスト・ダウン

(1) 不況克服には、企業が資源・エネルギーコストの衝撃的上昇や今後の低成長経済に適応するよう自ら抜本的なコスト・ダウンによる体質転換を図ることが不可欠の条件であるが、今後の政策運営においては、このような企業の自助努力が結実し易い環境を醸成することにも特段の配慮が必要である。

その第一は、何よりも企業の金利負担の軽減である。低成長による資本の生産性上昇率縮小と貯蓄過剰は、当然市場に傾向的な金利引下げの圧力が働くはずである。資金需給の実勢を反映した預貯金金利を含めた金利水準全般の引下げを促進すべきである。

(2) 次に投資税額控除は、当然この点から評価されてよい。これについてはすでに述べた。

## 4. 経済運営の長期ビジョン —— 節約と蓄積

(1) 振り返って考えれば、今日の事態は明らかに資源（環境を含む）制約による成長率低下と需要不足に由来している。革命的な技術改善による資源制約条件からの脱却が望まれるような状況とならない限り、この事態は単なる景気循環的な局面回復によって打開できるような性質のものではない。

資源の制約を与えられた条件とすれば、これへの対応は節約ということにならざるを得ない。けれども節約は経済の本義でもあるが、一面それは需要の縮小、経済の沈滞を招くというジレンマがある。このジレンマを解決するには、節約を軸とした新しい経済繁栄の路線を模索しなければならない。それは節約による貯蓄の活用に他ならないが、同時にそれは資源制約にも対応しうるものでなければならないこととなる。

このような要請に応えるものとして「蓄積」ということを提唱してみたい。設備投資も一つの蓄

積であると考えれば、蓄積という言葉は格別新しい内容をもたないこととなるが、そうではなくて、ここでは、これからの設備投資も、その設備による生産又は生産物が、資源制約に対応した蓄積的效果を持つものであることを期待したいのである。

何よりも今望まれるのは、国土資源の合理的又は高度利用のための資本投下 — 国土への蓄積ということであろう。この観点からは、自然のもつ生産力（農耕地、林野、漁場等）の回復・増強、水資源の有効利用、太陽熱等の新エネルギー資源の開発利用、諸々の資源や技術の蓄積、生活環境の整備・改善、堅牢で快適な住宅の整備等に重点が置かれるべきであろう。道路・港湾の整備、上下水道の整備等も蓄積的性格を持っている。このように、そこには広汎な潜在的需要があるが、それは主として財政に依存することとなる。家計の貯蓄を財政が活用して国土に蓄積するというパターンは、節約を軸としつつ完全雇用の下での需給の均衡を維持するというこれからの経済運営の要となるべきもののように思われる。

もとより蓄積は財政のみの役割ではない。そこには民間の役割りに期待すべき分野も多い。けれども、いずれかといえば当面民間サイドは、産業構造の変革をも伴わずにおかない新事態への対応と企業基盤の確立に最大の努力を傾注すべきであろう。

個人消費においても、使い捨ての消費需要から永年使用にも堪える家財蓄積の需要へと新しい消費慣行の確立されることが望まれる。

- (2) このような対応がマーケット・メカニズムの中で矛盾なく行われるためには、資源制約に適応した価格体系の形成がなくてはならない。資源制約の圧力は当然そのような価格体系への移行を促すべき筈のものであり、徒らにこれへの抵抗を試みることは必ずしも合理的ではない。

このような視点から今や日本経済の新たな繁栄への途、重厚で安定感のある経済基盤確立への途を見出さなければならない時が来たように思われる。

すでに述べた有効需要の拡大、輸出の増大、価格体系の是正も当面の配慮はともかく、基本的には同じ視点からの新しい対応でなければならない。

# 「高令者会社」構想の前進のために

昭和51年2月26日

社団法人 関西経済同友会  
国民福祉委員会

## 1. はじめに

わが国人口の高令化が今後一層進展するに伴い、高令者問題は益々重要な社会問題となってくる。特に低成長経済への移行によって就業機会の減少が予想されるところから、中高年労働力に対しては、雇用問題が深刻な形で迫ってくることが懸念される。このことから、国民福祉の観点に立って福祉ミニマムとしての完全雇用を考えると、益々疎外化されるおそれのある高令者を、如何に社会の中に包摂してゆくのか真剣に検討されねばならぬ課題であろう。

昨年度の国民福祉委員会では、高令者の福祉について、

- ① 経済的な側面を支えるものとして、公的年金制度と企業年金制度の充実及び定年制度の見直し、
  - ② 社会的・人間的側面を支えるものとして、高令者の社会参加の促進、
- の両面から検討を行い、これを充たす試みとして「高令者会社」構想の提案を行った。

その主旨は、「高令者に適した業務を専門化し、運営は高令者自身の手で行われるものとする。眼目は、経営効率よりも寧ろ高令者の特徴を生かすところにあり、高令者が共通の理解にたった業務を行うことによって、より充実した社会参加ができる場を作ろう」というものであった。

この構想は、高令化社会に移行しつつある今日、福祉社会における雇用の重要な一側面を捉えたものであり、福祉政策の一環として国民・行政当局・企業すべてが真剣な関心と配慮を寄せその実現への方途を模索検討すべきであろう。

しかしながら、本構想を早期に現実化していくには、現下の就業状況からみて大きな隔りがあり、解決すべき問題が多々ある。こうした状況を踏まえて「高令者会社」を念頭におきながら、高令者雇用の問題点について検討を進めることとしたい。

## 2. 高令者雇用上の問題点

### (1) 労働行政

これまでの労働行政は、一般の労働市場を中心とした雇用機会の拡大、能力開発、求職条件の向上という観点からすすめられ、高度成長の過程では、若年労働力の不足という状況を背景に、こうした労働行政により中高年労働力をも産業規模拡大の中で吸収してきたのである。しかし今後は経済成長の鈍化と高令化社会の進展がみられるところから、高令労働力の就業促進について一層の対応が迫られており、高令者雇用は、政治的にも社会的にも大きな問題となってきている。



これに対し労働省でも、雇用サービスセンター構想、高年齢者雇用率達成の徹底、定年延長の推進等の施策をとりつつあるが、まだ緒についたばかりであり、その実行については今後の促進に俟たなければならない。

## (2) 定年と雇用保障

一方、高年齢者福祉の一環として、当委員会も一昨年度提唱し、また社会的にも要請されている定年の実質的延長は、労働人口の高齢化、労働可能年齢の伸長、公的年金の未熟さと高年齢者の生活難等の問題を背景に一部進展をみえてきたものの、未だ十分といえぬ状態にある。特に昭和49年から、産業界では広範囲にわたって雇用調整が行われており、更に今後日本経済が低成長時代へ移行することによって、この問題が労働力需給、雇用安定に大きな影響を及ぼすことは必至であり、ひいては通常の定年後の高年齢者への雇用保障対策の停滞が懸念される。

しかし当面とるべき策として厚生年金支給年齢との関連から少くとも60歳までの層については、何らかの形で雇用保障がなされることが必要である。ここで人事管理の諸制度をそのままにして単純に定年年齢の延長をはかることは、企業の対応を難しくする面があり、却って雇用保障を阻むことにもなりかねないので労使双方が広く社会的見地に立って、人事諸制度、雇用形態等に柔軟に対処し、実質的に雇用保障を実現していくことに努めなければならない。

## (3) 高年齢者の就労

高年齢者の就労は、多くは勤務先で従事している職種での延長、或いは再就職先でこれまでの経験を活かした職種に従事することが一般的である。わが国における終身雇用を中心とした雇用慣行は、不況期でも失業者の発生を最小限に抑え、社会不安の防波堤の役割を果たしている一方、企業を離れた高年齢者に対しては再就職の道を閉ざしがちになる傾向をもっている。

高年齢者の再就職については、各種機関の職業紹介例でみても、経理、翻訳、編集、その他特殊技能等専門的な能力を有する高年齢者は、各企業の就職斡旋なり、人材銀行、公共職業安定所の紹介なりで比較的就職が容易である。問題は、特にこのような高度の知識、技能を必要としない一般的な職種での就業希望者が多数存在している一方、こうした分野での職群を高年齢者のために新たに開拓していくことが難しいところにあり、それだけに却ってこの種の就労促進と就労の場の開発のための施策が一層必要となってくる。

## 3. 「高年齢者会社」構想上の問題点

高年齢者の「働くこと」における理想像は、定年に達するとともに完全な年金受給資格を得て、生計のための労働からは解放され、その後は自らの意志で自らの気力・体力に応じて働いて、健康や生甲斐に通ずる仕事を楽しみ、社会参加の欲求を満足しようという姿であろう。

高令者会社はこうした理想像を求めたものであったが、現状においては、

① 60歳までの雇用保障もまだ十分な実態にはない。

② 雇用状況からみて、社会参加の欲求に応えられる程の余裕のある就業状況ではない。

ということから今直ちに理想像を実現するには困難があるにしても、一步でもこれに近づく努力をしてゆかなければならない。

このような現状にあっても高令者雇用について真剣な努力を重ねている事例が幾つかみられるのであり、これらを基点として、高令者雇用の施策をより全体的に推進していくことによって理想への到達を考えてゆかなければならない。

#### 4. 高令者職場開拓の事例

日本人の平均余命年数は70歳代に達しており、現在一般化している定年年令55歳からみると20年に近い高令期があることになる。そこでこの期間を幾つかの段階にわけて、企業サイド、公共サイドそれぞれの立場で、それぞれの期に対応した対策をどう講じてゆくのか検討することが必要である。

##### 4-1 企業サイドにおける対応

日本の定年制は、平均余命年数、欧米先進国の定年年令との国際比較、更には年金支給開始年年令との関連から、当面は60歳まで、将来方向としては65歳までの雇用保障が期待される。しかしながら、年功序列型の賃金及び人事制度を現行通り維持しての自動的な定年延長は、賃金コスト、人事の停滞という面からの制約を受けること、又構成員の高令化が企業のバイタリティやエネルギーを減退させ、他方で若年層の就業機会を減少させるおそれがあることから、この問題を克服するために様々な形態での対応がなされているのが現状である。

##### 事例-1 企業をベースとした事例

横河電機製作所では55歳で定年とする制度をとっているが、昭和42年に57歳まで、45年には60歳まで、本人が希望すれば引続き働くことができる再雇用制度を設けた。50年11月には、満60歳に達した人の更に継続して働きたいという要求に応え、高令者の雇用不安を救済する目的で、本人が希望し会社が適切と認めれば、それ以降も働き続けることができる制度として、同社60歳以上のOBで構成する業務請負会社「横河事業所」を発足させた。業務は横河電機製作所から委託を受けて運営するもので、その人の技術・能力に合った職種（高学歴者には翻訳等）が考えられている。

##### 事例-2 独自の事業分野を開拓し、雇用の門戸解放を行っている事例

千葉ファインケミカルはこの好例である。同社は昭和42年にチッソを定年退職した個人が、

高令者の能力を活かせる働き場所を作る目的で設立したものである。業務は産業廃棄物処理及び加工関連でスタートし、同趣旨で逐次6社を傘下に設立し、業務の拡大を行ってきた。規模は一社2～3人から最大70人未満と小さいが、これは各人が自己の能力を十分に活かすことをポイントにしているからである。

年令・職歴に関係なく、本人が自己の能力を活用したいと思えば、それが外部の人であっても就業機会を提供していることが特徴である。こうしたことにより、当初の4人から現在140人と陣容を増強してきており、これに伴い業務も公害関連技術コンサルタント、特許情報等にその拡大の領域を求めている。総じて給与の額よりは働き易い環境の方を重視しており、雇用期間も殆ど終身である。

#### 4-2 公共サイドにおける対応

上記の事例はどちらかと言えば縦断的な職域での開拓例であるが、現に広汎に存在する就労ニーズがあり特殊な専門技能を有しない層への対処がより大きな問題である。この層の就業には公共職業安定所の努力のほか、授産所・老人福祉センター（作業センター）などを地方自治体で設けている例も少くない。

#### 事例-3 地方自治体授産事業の事例

地方自治体の授産事業については多くの事例があるが、ここでは最近手がけられた八尾市の例でみてみよう。

この活動の音頭とりは八尾市のライオンズクラブが行い、市の福祉行政と一体化したものである。「高令者の福祉については、現状の就労状況からみて、高令者就労の促進をはかることこそ福祉の第一歩である」と考え、ライオンズクラブの会員会社が高令者適職を提供し、積極的に高令者就労対策を進めることとした。

事業の推進に当って求職情報の収集、就労斡旋は市がその責任において行うものである。本格化したのは昭和50年10月でまだ日が浅く、包装作業等で就労例があるものの成果はこれから活動に期待しなければならない。対象を年令や居住地によって限定していないこと、また民間と自治体とのタイアップで事業を進めているところにその特徴がみられる。

#### 事例-4 高令者事業団の事例

広く福祉労働のあり方を追求するものとして、東京都高令者事業団の存在が大きく示唆を与えるものである。

本事業団は、従来の労働行政の枠の中では対応できない高令者就労の問題に取組み、常備には能力・体力の点から必ずしも適さないが、単なる社会参加、健康保持のためだけ仕事を求めている



るのではない高令者の就労要求に応えるものとして昭和49年12月に発足した。

事業団の特徴は次のようなものである。

- ① 原則として60歳以上の高令者の自主的な組織とし、事業の中心は地区事業団において、高令者の日常の生活の場に密着してその運営をはかる。
- ② 地方公共団体、民間企業からの仕事の受託、請負、会員に対する仕事の斡旋、会員の教育研修を行う非営利事業である。

仕事の範囲は広く考えられており、大工、植木、筆耕等の経験・能力を活用した班作りを行っているほか、公共機関、民間企業からの受託業務、更には公共的社会的仕事として、病弱者の世話、老人相談員等福祉的なもの、モニター・環境美化指導員等社会的なものにまで仕事の開拓が行われている。

このように、本事業団は福祉労働のあり方について方向づけを行い、実行に移した点が高く評価されるが、その存立基盤は、偏に東京都が積極的な姿勢をもって就労対策協議会の設置及び検討の促進を行ってきたこと、又、商工団体、労働団体の代表者も本企画に参画し、地域賛助会員制をとるなど側面援助を行っていること、こうした点にある。

これと同じ趣旨で50年12月には姫路市においても「姫路市高令者働くしあわせの会」が設立され、高令者の社会参加の機会と場を確立する活動が開始されている。

## 5. 事例からみた高令者雇用のすすめ方

高令者雇用問題への取組みには、行政体、企業、個人がそれぞれの役割、分担に応じて積極的な努力を行っていかねばならないが、これまでの事例を基点にして現実的なすすめ方について考えてみたい。

### (1) 雇用保障の一環としての準高令者会社の設立

これまでみてきた事例1～2は、主として大企業を中心とした施策であり、縦断的な分野での職域開拓である。事例の会社は当初から60歳以上の層を対象としているが、高令者の雇用保障の形態の一つとして、定年後の従業員に対し、企業内部及び関連事業周辺で高令者適職を集中し別会社化していくことを考えてみるべきであろう。この別会社化の方向は、従業員の定年延長の要求に対し事業のバイタリティを温存しつつ雇用保障をする場を確立しようというものであり、高令者にとっては、雇用機会の発見をより容易にしようとするものである。勿論高令者適職の集中・分離或いは関連事業周辺への拡大によって一事業体として運営することは種々問題があらうし、事業基盤の確立ということでの企業努力が強く要請されることになるが、この種の準高令者会社の設立は、将来60歳以上を対象とした「高令者会社」へ発展させるベース作りとして必要であらう。

## (2) 準高令者会社の雇用対象・就業機会の拡大及び複数社の相互交流・合体化の可能性追求

将来方向としてこの種の準高令者会社が、事業基盤を確立した上で雇用対象・就業機会の社外への拡大をはかってゆけば、目標の「高令者会社」に発展させうることになる。高令者適職の開発は、生き甲斐に通ずる仕事が同一の職場乃至関連の職場で得られるとは限らないし、広く企業が協力する方がメリットが大きくなり、雇用の閉鎖性を除去し横断的な会社に発展させることになる。

更に複数社による相互交流乃至合体化を進めてゆくと、よりその発展性は強まる。これを媒介するものとして会社相互の就労情報の交換・就労相談・斡旋等を行う機関（サービスセンター）を設立することを考えることが必要であろう。この機関の存在によって専門的能力（営業・広告宣伝・調査・コンサルタント等）を有する定年退職者が寄り集って、横断的に組織作りする可能性も亦期待できる。

## (3) 高令者事業団の設立とその事業の推進

以上のすすめ方は企業サイドの対応であるが、実際的には横断的に職域を拡げていくことはなかなか難しい面があり、事例3～4のように公共サイドを主体とした事業活動に寄せられる期待が大きい。

高令者の就業に当っては、自らが居住する地域社会の中で高令者のもつ経験・技術・能力を活用できるような職場が新たに作られることが望ましい。広く社会には福祉サービスや生活に密着した場での求人のニーズも存在し、これらの幅広いニーズの吸い上げは地域と結びついた活動の中から生まれる。この種の事業の普遍性・自主性を尊重し、住民参加を求めながら効果的な運営を図るためには、行政から独立した公益法人にして高令者の主体的運営に委ねることが理想的であろうが、その基礎作りに地方自治体の果す役割が大きく、各地で東京都や姫路市でみられるような事業団を設立していくことを期待したい。またこうした福祉労働という分野を開拓していくためには、これを公共体に依存するだけでなく、企業、地域社会、個人ともども積極的にこれに協力していく体制が必要である。

## 6. お わ り に

今後予想される高令化社会、低成長経済へ移行するに当って高令者の雇用の促進が雇用対策上重要な課題となるが、この解決には高令者に対する総合的な施策と各層の理解・努力があって初めて解決の道が見出されるのであろう。従って高令者の適職の選定や開発について国・地方自治体は積極的に調査研究を進めてゆくとともに高令者事業団等高令者就労機会の確保と拡大のための努力に対し、これを奨励する体制及び維持運営に当っての財政援助など必要な措置を講じてゆかなければならない。また企業は、高令者問題におけるその役割と責任の大きさを認識して、年令に応じた職種の開発や準

高令者会社乃至高令者会社の設立等可能なところから実行に移していくことが必要である。

これと併せ高令者就業の円滑化を図るためには、高令者の能力開発と適応性の増大の対策が必要である。国としては、専門的知識、特殊技能の修得を可能とする場と訓練コースの多様化を図るべきであるし、企業も各職種への適応力を高め高令者が新しい職種に移りやすくするための教育訓練の実施、定年前の再訓練に必要な時間・費用等便宜の提供等の策を講じてゆかなければならない。これにもまして個人の側では、雇用の方は坐して与えられるものでないことを強く認識し、能力再開発を進んで求めていく心構えが必要であることは言うまでもない。

「高令者会社」構想は、高令化社会に対応した働く場としての一試案である。現在の雇用情勢からみると、その早期実現には可成の困難が伴うのであるが、逆にこうした事情にあるからこそ「高令者会社」が必要とされる所以でもあり、国・地方自治体・企業が高令者の生き甲斐の視点を強く意識し、更にこの問題の検討を進めて実現化の道を模索してゆかなければならない

## 新しい大阪のまちづくりを考える

昭和51年2月26日

社団法人 関西経済同友会  
都 市 問 題 委 員 会

### 1. は じ め に

50年度の都市問題委員会は、「新しい大阪のまちづくりを考える」の趣旨にもとづき、大阪らしい都市環境づくりのあり方について、100年の大計のもと長期的視野にたって検討をすすめることとした。

つい最近まで、都市の人口増加や市街地の拡大、すなわち産業経済中心の姿が都市発展の原動力であると定義づけられてきた。他面所得水準が高まり物質面での充足感が得られるにつれ、自然環境の整備や文化面の充実に市民の関心が向けられつつある状況にある。したがって、現在では産業中心のパターンでの都市の膨張は、健全な発展とはいいい難いとの論旨が急速に認識されつつあり、快適な生活環境づくりを今後の都市づくりの最大課題とする考え方へ市民の意識構造も急速な転換をみせるに至っている。そこで本委員会は、このすう勢に即して「快適な環境づくりに必要なみどりの回復」「市民に充実感をもたせる文化開発」「社会資本整備の立遅れのなかで緊急に解決を要する都市交通問題」に焦点をしばって問題点を模索し、研究を行ってみた。



## 2. 都市のみどりについて

### (1) みどりの回復の意味するもの

高度成長に伴う急激な都市化の進展は、ともすれば都市の構成を機能本位に把握しがちとなり、市民の生活に様々の弊害をもたらした。たとえば、無秩序にオープンスペースを食いつぶし、なくずしに市民の共有財産ともいべき自然環境を著しく減耗させ、本来健康で文化的であるべき都市の姿を歪める結果をきたしたのもその一例といえよう。

大気浄化や局地的な気象の調節といったみどり本来の効果はいうまでもないことだが、みどりがそれ自体人々の心情に安らぎと潤いを与え、生活の充足感を増進することは、定量的に把握できないにせよ、疑いのない事実である。「みどりのない空間」とは、人間にとり耐え難いものであり、本能的な危機感さえ抱かせるといっても過言ではなかろう。しかしながら単に「みどりを返せ」と声を大にするのみでは、これまで営々と築きあげてきた都市自体の解体をもたらす無意味な事態を招来しかねない。

かかる認識に基き、大阪のみどりについてその内蔵する問題点と対策について考察する。

### (2) みどりのボリュームアップ

わが国の伝統的な住宅様式は、庭付低層住宅であり、この「庭」の存在が都市の自然環境づくりに大きな役割を果たしてきた。したがって公共スペースとしての緑地の有用性或いは保全に対する配慮が市民の意識の中に定着しなかったと思われる。とりわけ大阪には「江戸」の市街地の半分以上を占めていたといわれる武家屋敷がなく、商家が中庭に「小さなみどり」をしつらえてきたという歴史的経緯と、加うるに戦後の土地細分化現象にかんがみると、今日では「小さなみどり」さえ捜すのに困難を感じる状況にある。

一方、都市のみどりの量と住民の都市生活に対する充足感との間には、強い相関関係が認められるといわれている。みどりの「ボリューム・アップ」は大阪の街にとり喫緊の課題であり、あらゆる機会に、例えば企業では、ビル建設の際一部にみられるように、みどりを積極的に取入れるとか、一般では、入学・卒業・結婚・子供の誕生の際などに記念植樹を努めて行い、みどりの総量を増やしてゆくことが望まれる。そのためには市民が手軽に緑化に参画できる体制の整備、オープンスペースの確保、さらに積極的な市民へのキャンペーンなどが不可欠であろう。このため地区毎にみどりのシビル・ミニマムを掲げ、目標達成に市民が積極的に協力するといったシステムがとれないものであろうか。

### (3) 市民によるみどりの管理

日本人は一般にみどりの場として貴重なスペースである都市公園の使い方が下手だといわれる。

自然からも、外敵からも脅かされることの少なかった日本人には、都市を共有の財産とする感覚に乏しく、都市公園のみどりに対しても行政体の作ったものとして受止め、市民の共有財産として愛護し、フルに活用していこうという意識に乏しい。

大阪のみどりが数量的にも少ないことは事実である。しかしながら、他の都市に比べ数字以上にいわゆる「都市砂漠」の感を抱かせるのは何故だろうか。その一因は、みどりの質とその管理のまづきにあるように思われる。従来の都市公園、就中近隣公園では大半が遊戯施設中心であり、憩いの場所としての雰囲気希薄である。利用率の低さの一端は、面積と数の増加を主眼とし、維持管理の容易さを旨とした行政主導の単調な公園造りにもあるのではなかろうか。これらのみどり、それのできる限り高木中心に切り替え、緑陰とオープンスペース中心の都市公園へ改造してはどんなものだろうか。

またみどりの育成には、長い年月にわたる努力が必要でありこのため都市公園の維持管理に、例えば地域住民への「管理委託」の考え方を導入し、市民によるキメ細かな管理を期待したい。市民が自ら「つくり」、「守り」、「育てる」ことに参画してこそ、都市のみどりは真に豊かな美しいものになると思われる。

#### (4) みどりを結ぶみちづくり

もはや大阪の市街地に都市改造を伴うことなく、大規模な公園・緑地を設定してゆくことは、現実にはまず無理な相談であろう。したがって大阪のみどりの回復は、畢竟現存する公園或いはオープンスペースの有効な活用がキーポイントとなってくる。現在の都市公園を改造し、グリーンアップしえたとしても各々のスペースの狭小さや単調さに対する不満の残る恐れが多分に存する。これを解決する一方策として、現在大阪市において推進しているみどりのネットワーク——各公園緑地を縦横に結ぶ遊歩道やサイクリングロード等のみちづくりを積極的に促進したい。個々の公園を特色あるみどりで彩り、それらを結ぶみちそのものを安全で安らぎを感じさせる環境に整備することにより、みどりの絶対量不足を補い、あわせて市民のレクリエーションスペースの確保が可能となろう。具体的には、緑陰を縫い、水辺に沿い、寺社をめぐり、大阪の歴史を探るコースがイメージされてこよう。

#### (5) みどりの契約

都市のみどりの相当部分は、今日において私的空間によって確保されている。とりわけ大阪の街では、社寺等の持つみどりは貴重である。これらの維持管理は経済的にも容易でなく、土地の所有者にすべてを委ねてきたことが、みどりの減少を早める結果にもなったと思われる。社寺等のみどりを宗教活動の場としての尊厳を損ねぬ範囲で一般市民にも開放してもらい、一方、市民は地

方自治体を通し、みどりの管理に対し十分な対価（税負担）を支払うことを厭うべきではないだろう。

一方、都市内にいわゆる遊休地と呼ばれる空地が、相当存在していることは周知のとおりである。公有地の場合、可能な限り緑化の用に供すべきことはいうまでもないが、当面の利用方法が定まらぬまま、雑草やゴミに覆われ環境悪化の原因となっている民有地も少なくない。このような現象は、わが国では、賃借権或いは地上権が土地所有権を著しく制約していることにも起因しており、やむをえず放置されるケースが多いと思われる。したがって国または地方自治体が一定条件の下で一時的に借上げ、苗木の育成地にするなど遊休土地の緑化に対する助成措置を講じてみどりの増加を積極的に展開してみてもどうか。

以上は、いずれも財産権にかかわる問題であり、あいまいな善意に頼ることなく、権利の制限の内容と反対給付を明確にした双方合意に基くいわば「みどりの契約」によってなされるべきである。いずれにせよ私的財産権と市民の共有財産としてのみどりの接触点を真剣に探るべき時機に立ち至っているものと思われる。

### 3. 都市と文化について

#### (1) 文化都市大阪を現代に復活

大阪は由来商工業の町といわれ、文化不毛の地との評価をうけてきた。しかしながら大阪は歴史的にみて、古代より江戸時代に至るまで文化の先進地域であった。この文化的伝統も明治・大正期以降の殖産興業の波に押しのけられ、現在の大阪の姿はいわば、輝しい過去の文化と断絶した都市といえるのではなかろうか。

文化不在のイメージにより、大阪の豊かな歴史的文化が、広く一般に理解されることなく、そのステータスを低下させてきたことは、市民も企業も等しく認識を新たにすべきであろう。この文化不在の都市開発のもたらしたひずみを直し、その歴史的伝統をよみがえらせ、新たに文化の創造を行うならば、文化、生活、経済いずれの面でも調和のとれた国際都市大阪が生まれてくるものと思われる。

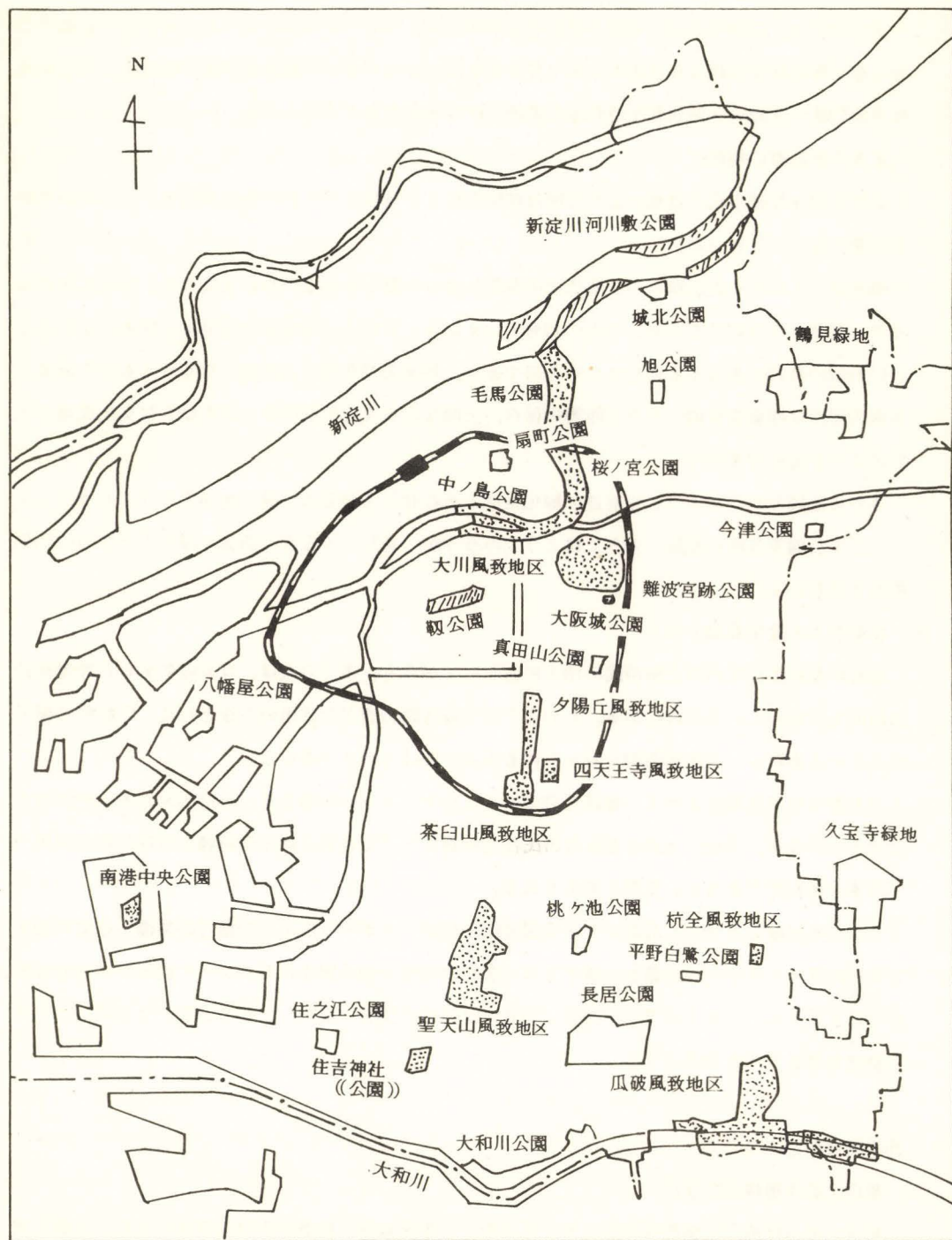
#### (2) 文化開発の方向

以上の観点から大阪の文化開発は、現在進行中の一連のプロジェクトを強力に推進するとともに、さらに新しく広範な開発の方向を模索してゆかなければならない。これら文化開発は市民、政府、自治体、財界等各界各層のコンセンサスと協力のもとに、遠大な全体像から位置づけられ大型プロジェクトのみならず、国際性と、市民生活に対するキメ細かい配慮に裏づけられていることが必要



〈大阪・都市計画周致地区配置図〉

公園・緑地



風致地区

都市計画公園

であろう。

具体的には、詳細な検討が必要と思われるが例えば、コンベンションホール、留学生・研修生等を多数収容可能な国際文化交流センターやファッション・デザイン関連の学校・研究所、あるいは産業博物館の開設等を関西新空港問題と関連づけてみてはどうであろうか。

### (3) ふるさと意識の喚起

近年の急速な都市化の進展により市民は住民としての意識よりも都市施設利用者としての意識の方が強くなってしまった。

都市は、その文化的伝統に対する住民の愛着によって磨かれるといわれるように、市民に再びふるさと意識を呼び戻すことが、当面の急務といえよう。このような意識の開発は、歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化向上の基礎となりうるものである。大阪の豊富な埋蔵文化財、上方芸能等の保存、公開などの文化的活用は、また豊かな文化環境づくりにとって重要であろう。

さらに地域のシンボルとして前述の緑化推進とあわせて人物彫像、碑、彫刻等をサイトファニチャーとして公園等各所に配置してみてもどうであろうか。新しくふるさと意識を呼びもどすのに効果的かと思われる。

### (4) 余暇利用と連帯意識の向上

現在の傾向として折角余暇時間の増大に直面しながらも、多くの人は、ゴロ寝やテレビ等受動的に時間を消費している状況にある。このような余暇時間の有効な活用の方途として、いわゆる屋外レジャーとあわせて文化創造的レジャーにも視点を向けるべきであろう。

一方都市化の進展によって、地域社会のコミュニケーションは薄らぎ、心情的ふれあいが少なくなりつつあるが、今後の人間性豊かな市民社会を築きあげるためには連帯意識を育むための環境づくりも余暇利用とともに、重要と考えられる。

このため気軽なグループ活動のできる図書館、公園、スポーツ広場等の施設の整備・充実に加えて市民の文化・スポーツ活動を指導するリーダーの養成が強く望まれる。さらに地域の公共施設や、すでに実現をみつめる企業厚生施設の地域住民への公開を一般化し、その効果的な運営システムの研究を推進すべきであろう。

## 4. 都市交通問題について

### (1) 都市交通問題検討の手法

戦後の成長経済の本格的展開期ともいべき三十年代以降、都市の空間的容量に比し、企業と人

口の都市集中は急速かつあまりに大規模であったため、過密現象を生じることとなった。このため都市の居住地としての生活環境は悪化の一途をたどり都市住民の周辺部への拡散、所謂ドーナツ化現象が随所に発生するに至っている。

近年の大阪の都市構造の動きは、大きく次のように捉えられる。即ち都心立地事業（中枢管理機能関係）の集中およびこれに伴う高層化がすすみ、これに追随する形で交通施設の整備がすすめられ、現在徐々に都心立地不適事業（物品の製造・流通関係）の移転が行われている状況にある。

ところで従来の都市計画には核心になるようなテーマがなかったように感じられる。施策は常に経済、生活、社会に追従的で、しかも十分追従できなかったといえよう。都市計画問題の抜本的解決を図るには、これら現状追従型計画の域を脱して、将来の都市発展の方向や都市構造自体を十分念頭におき、総合的かつ長期的観点にたって、まず都市交通計画との調整を図ることが、とりわけ肝要であり、同時に当面する問題点の現実的処理を併せ行うことが必要であると思われる。

## (2) 環状交通体系の必要性

大阪は政治、経済、文化の中心である以上、高速鉄道網も自ら放射状に大阪に集中している。しかしながらこれらの放射状交通路線はその相互連絡に乏しいため、住民は都心部に所用がない場合でも、一旦都心部を通して目的地に到着することを余儀なくされ、所謂「擬制交通」という無駄な交通需要を生み出している。

したがって放射状の交通体系に環状の交通体系を組合せることにより、都心における乗換えの混雑緩和に役立ち、都市内での自動車の利用度を低下させるとともに併せて都市機能の周辺部への分散、再配置を図りうる一石三鳥の効果を発揮することが可能となるものと思われる。

## (3) 環状交通体系の効用

### イ) 都心通過交通の排除

都心通過交通の排除については、大きくわけて次の2つの効用が認められる。その第1は都心を指向する交通の流れを随所に分断して都心への過度集中を防ぎ、ターミナルの混雑緩和に貢献することにより、既存の交通体系への追加投資を抑制しうることであり、さらに第2は、郊外地域で交通の流れをインターセクトし、目的地へ最少の時間で、直行しうる短絡効果を有するため、経済活動のうえでの有効時間を延伸しうる事が挙げられる。

### ロ) 自動車利用の抑制

自動車自体は非常に便利で、かつ重要な交通手段であり、都市の発展に大きな役割を果たしてきたことには議論の余地がない。しかしながら都市における自動車の過度集中は、騒音、振動、大気汚染、交通事故などによる環境悪化や道路の渋滞による経済活動の低下をひきおこし、現在そのデメリットが最小限に抑えられるよう種々努力が払われている。



環境汚染や省資源の観点から都市における自動車の規制が今後一層推進されることが予想される現在、自動車の連続性の利点をなるべく生かしてゆく方策を模索するための有力な手段として、自動車のための施設を併設する形で、鉄道の効用を追求してゆけるのではないだろうか。

#### ハ) 都市機能の分散、再配置

都市における事業所の立地は、本来自然発生的なものであり、都心立地が相互に集積による相乗効果を有する故に、現在の都心集中型の都市構造が形づくられたものである。しかしながらこの傾向を成りゆきに委せてきたために、無秩序な過度集積のひきおこす弊害が看過しえない処まできており、流通、生産両面から都市機能の限界を模索し、都市環境整備との関連のもとに、事業所の分散を図ることが、大阪の均衡ある発展に資する処多大であると考えられる。この都市機能の分散、再配置は受皿となる新市街地の開発により達成されるものであり、その中心手段は高速鉄道の先行建設であると思われる。

#### (4) 自動車施設の鉄道施設への併設

環状鉄道はこれまで所要時間（交通の連続性）のうえで鉄道にくらべ有利であった自動車利用を、鉄道にのせかえることを可能とするものである。環状高速鉄道の建設候補地としては、以上の観点から大阪周辺部で、かつ都心部より余り遠くない地域が望ましいが、都心部における自動車交通の総量を抑制し、自動車から鉄道への転換をより効果的ならしめるためには、本鉄道のジャンクションに自動車用施設を併設することが肝要なことは前述のとおりである。この場合、住工の混在する狭い空間しか存在しない大阪周辺地域においては、駐車場、バスターミナルなどの自動車用施設を、平面的に広く展開することは至難であり、したがって鉄道施設に取り込む形或いは駅前広場、公有地などを積極的に利用して想定される交通量に適合した規模の立体的な駐車施設を建設することが不可欠と考えられる。これら駐車施設の建設が実現すれば、都心部における過密交通の緩和を図るうえで、本来必要とされた道路整備資金の節減が可能となるので、この資金を本駐車施設に振替使用することが、この際適切な措置と思われる。

#### (5) 当面の都市交通上の問題点とその対策

##### イ) 交通道徳心の喚起と駐車違反の取締り強化

一部ドライバーの交通道徳心の基本的欠除が、駐車違反や違法運転を頻発させ、道路交通のありべき姿を甚だ歪めている事実はまことに遺憾である。個人エゴを抑え、乱れた交通マナーを正し、真に快適な環境づくりのため、ドライバー各自に交通道徳心を強く喚起する方策を検討したい。

さらに駐車違反が多すぎ、行政側の取締り能力の限界をこえている状況に鑑み、都市に流入す

る自動車の総量を抑制するのに効果的な新しい行政措置 — 例えば都心流入税の賦課 — と併せて市内における駐車違反に対する罰則制度を強化することが急務と考えるものである。

#### ロ) 自転車置場の整備

近来自転車利用度の向上が著しく、鉄道の駅周辺道路における無責任な放置が、円滑な道路交通を阻害し、かつ都市美観上の大きな問題点となっている。したがって、行政側においては、交通機関の協力を得て、自転車置場の整備を図ることが望まれる。

#### ハ) 路線バス専用レーンの充実

輸送容量の大きな公共交通機関、すなわち路線バスの円滑な運行を確保することが、自動車利用の総量抑制やピーク時輸送対策に効果的と考えられるため、路線バス専用レーンの充実を促進する。

#### 二) 新交通システムの検討

都市交通網は輸送需要の動向に適合した各種交通機関によって形成されるべきであるが、その輸送量に鑑み、高速鉄道は要しないが、ピーク時交通量を迅速に処理する必要があるルートに、軽車両を使用した新交通システムを検討する。

# 国際経済委員会活動報告書

昭和51年3月25日

社団法人 関西経済同友会

国際経済委員会

## 〔I〕 は じ め に

当委員会は関西経済同友会50年度事業計画にもられた重点研究課題の一つである「流動する国際社会の動向を見極めこれにダイナミックに対応するわが国の基本姿勢を定める必要がある」との認識に基き、次のような活動方針をたてた。

### 活 動 方 針

#### (1) 国際経済情勢の推移を的確に把握

① ベトナム以後の東南アジア情勢

② OPEC諸国、先進国、発展途上国それぞれの動向

#### (2) 国際社会のなかの日本の位置付け

諸外国のわが国に対するニーズの把握

#### (3) 国際協調のあり方を模索

各国のナショナリズム、ないしエゴイズムが支配する国際社会の現実をふまえた上で、日本は何をなすべきかを貿易・金融・海外投資などについて検討。

これに沿って、当委員会は次のように6回の講演会と3回の常任委員会を開催した。

### 国際経済委員会開催状況

| 開 催 日            | テ ー マ                    | 講 師                             |
|------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 50. 6. 10        | 米国経済の見通し                 | 在日米国大使館経済担当公使<br>ウィリアム・E・カルバート氏 |
| 6. 23            | 日本と世界一通商<br>国家の生き方確認     | 京 都 大 学 教 授<br>高 坂 正 堯 氏        |
| 6. 23<br>(常任委員会) | 委員会活動の方向について(懇談)         | 京 都 大 学 教 授<br>高 坂 正 堯 氏        |
| 8. 1             | 日本の経済安全保障について            | 名 古 屋 大 学 助 教 授<br>飯 田 経 夫 氏    |
| 9. 10            | 変わりゆく世界経済<br>アジアの中の日本の役割 | 京都大学東南アジア研究センター所長<br>市 村 真 一 氏  |



|                        |                 |                                                  |
|------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 5 0. 1 0. 6            | 新国際経済秩序について     | ブルッキングス研究所主任研究員<br>(元国務省経済担当次官補)<br>フィリップ・トレザイス氏 |
| 1 1. 2 5               | これからの世界経済と日本の進路 | 海外経済協力基金総裁<br>大 来 佐 武 郎 氏                        |
| 5 1. 1. 2 0<br>(常任委員会) | 海外進出企業の苦心について   | 松下電器産業 <sup>株</sup> 海外事業本部調査室長<br>今 西 伸 二 氏      |
| 3. 1 7<br>(常任委員会)      | 東南アジア6か国視察報告    | 委員長 <sup>株</sup> 三和銀行常務取締役<br>嶋 正 彦              |

## 〔Ⅱ〕 国際経済情勢の推移

### (1) ベトナム以後の東南アジア情勢

#### ① 一大軍事強国の出現と周辺諸国

南北ベトナム、カンボジア、ラオス、三国の共産化と米国の敗退は、この地域に一大軍事強国<sup>ハゲネ</sup>が出現したことを意味する。つまり、30年間戦い抜く事によって軍事的に鋼のように鍛えられ、イデオロギー的に鉄の環のように団結した4,000万の国民が、米国が置き去りにした数十億ドルの兵器をもって武装したのであるから、まことに強力なミリタリィ・パワーの出現というべきである。

これに対して、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアなど周辺諸国が軍事的に対抗しうべくもないのはいうまでもない。加えて、これらの国々はそれぞれ宗教と習慣を異にする異種民族の混在、著しい貧困、さらには貧富の甚しい懸隔など政治的、社会的、経済的に多くの問題点と不安定要因を抱えている(第1表)。

#### ② ドミノ理論と三大国の力の均衡

しかし現状東南アジアにおいて、一部で懸念されたようなドミノ理論現象はおこっていない。これは、ベトナムから米国軍が撤退したとはいえ、タイ、フィリピンに軍事基地を保有し、又、強力な第七艦隊が存在すること、ベトナムのソ連寄り中立態度、及び中国が穏和な外交政策をとっていること、などにより三大国の力の均衡が保たれているためと思われる。

もっとも、ベトナムが第二のキューバとなって周辺諸国に革命の輸出をはじめ、中国がこれをバックアップするような積極的態度に転ずれば事態が急変する可能性はある。この際、発展途上国の革命、又は圧政や不平等からの解放が往々にして西欧の民主主義形態をとらず、独裁主義や、

(第1表) 東南アジア諸国の概要

| 国名        | 人口      | 民族                                           | 宗教                       | 1人当り<br>G N P |
|-----------|---------|----------------------------------------------|--------------------------|---------------|
| (ASEAN諸国) | (100万人) |                                              |                          | (74年<br>米ドル)  |
| タイ        | 35      | タイ人 80%<br>中国人 10%<br>マレー人 10%               | 仏教<br>回教                 | 198           |
| マレーシア     | 11      | マレー人 45%<br>中国人 35%<br>インド人 10%<br>その他 10%   | 回教<br>仏教<br>ヒンズー教        | 392           |
| インドネシア    | 126     | 大部分がマレー人種<br><br>フィリピン人<br>(マレー、インドネシア系) 90% | 回教<br>ヒンズー教<br>キリスト教     | 87            |
| フィリピン     | 38      | スペイン人との混血<br>その他                             | 回教                       | 240           |
| シンガポール    | 2       | 中国人(大多数)<br>マレー人                             | 道教化した仏教                  | 2,360         |
| 香港        | 4       | 中国人 98%<br>インド人、英人                           | 道教化した仏教<br>キリスト教         | 1,500         |
| ベトナム      | 22      | ベトナム人 85%<br>タイ人、メオ人                         | .....                    | —             |
| 北         | 19      | ベトナム人(大多数)<br>山岳民族                           | 仏教 80%<br>キリスト教          | (72年)<br>121  |
| 南         |         |                                              |                          |               |
| 日本        | 112     | 日本人                                          | 神道<br>仏教<br>キリスト教<br>その他 | 4,315         |

時には社会主義の形をとる公算もある事を充分認識しておく必要があろう。

### ③ ASEAN諸国の結束問題

ASEAN諸国は相互の結束強化をはかるべく努力を重ねているが、前途多難とみられる。

ヨーロッパは300年来統合の願望を持ち続け、且つ、実際に過去に統合の歴史があるにも拘らず、EC統合の歩みは、かくも遅い。まして宗教・伝統、民族を異にし過去数百年間異民族により分割され統合されてきたASEAN諸国の結束は容易に実現されるものではない。

われわれはこれらの国々の困難な実情をよく理解し、辛抱強く小さな協力を積上げ、その結束を積極的に援助してゆくべきであり、また性急にその成果を期待してはなるまい。

## (2) 非産油発展途上国

(石油値上りで最も打撃を受けた42ヶ国)

これら42ヶ国は石油及び、工業品価格の上昇に加え、彼等の主要産業である一次産品の値下りと輸出不振にあえいでいるが、問題はこのような経済的、循環的なものだけではない。即ち、これら諸国は歴史が浅く独立後30年に満たぬ国が42ヶ国中35ヶ国に達する。

| 独立後年数    | ア ジ ア<br>太 洋 州 | 中 近 東 | アフリカ | 中 南 米 | 小 計 |
|----------|----------------|-------|------|-------|-----|
| 10年未満    | 1              | 1     | 4    | 1     | 7   |
| 20年未満    | 1              | 0     | 21   | 0     | 22  |
| 30年未満    | 5              | 0     | 1    | 0     | 6   |
| 小 計      | 7              | 1     | 26   | 1     | 35  |
| 戦前からの独立国 | 1              | 1     | 2    | 3     | 7   |
| 合 計      | 8              | 2     | 28   | 4     | 42  |

(除くOPEC諸国、1975年現在)

近代国家としてテイクオフするためには、国家経営の人材、企業や工場経営のノウハウ、労働規律、国民の知的水準の向上などが不可欠であるが、これは一朝一夕にしてなるものではない。発展途上国にみられる巨大な記念塔、壮大なスタジアムなどは、当該国の政治的意図は免も角として、現実には資本の浪費と不効率経営のシンボルともいうべきであろう。このような若い独立国としての理想と現実のギャップや経済的・政治的破綻からくる挫折感、フラストレーションが多くの国に常に内在している。それに石油ショック、その後の世界不況の打撃が加わり、事態が一段と悪化したとみるべきで、問題が一過性のものでない点に留意せねばならない。

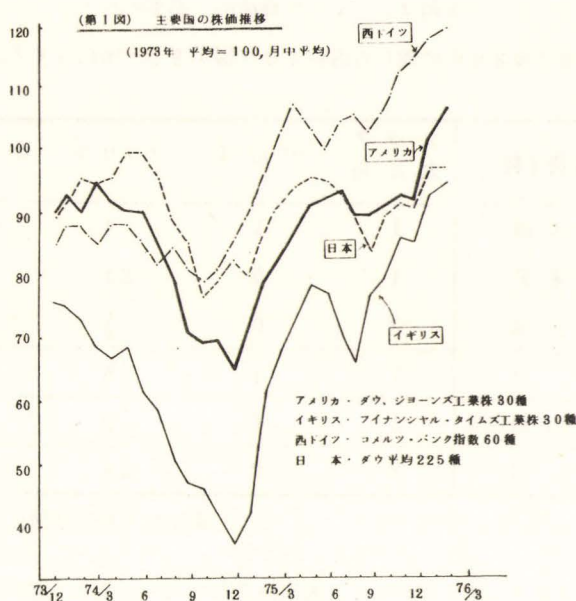
## (3) 先進国

1975年のOECD諸国は石油ショックの後遺症による需給の冷え込み、世界貿易の縮小によって、年初来の相次ぐ景気対策にも拘らず、約2%のマイナス成長となった。



もっとも、OECD諸国は、米国経済が急速な立ち直りをみせたのを引き金に、年末から年初にかけて景気がほど底入れ段階に達したとみられる国がふえている。主要国株価が、夏頃より一斉に上昇トレンドに転じたこと（第1図）は、各国の景気立ち直り、または立ち直り期待感を示すものといえよう。

なお、世界不況の脱出と経済秩序の再建の道を模索するランブイエ会議が、通常の代表国による国際会議と異なり6ヶ国首脳の個人ベースで開催されたことは、大きな特色である。又この会議はわが国が、今後経済大国としてのみならず、否応なしに政治大国への道を歩まざるを得ない運命にあることを示唆するものとして注目される。



### 〔Ⅲ〕 国際社会のなかにおけるわが国の位置付け

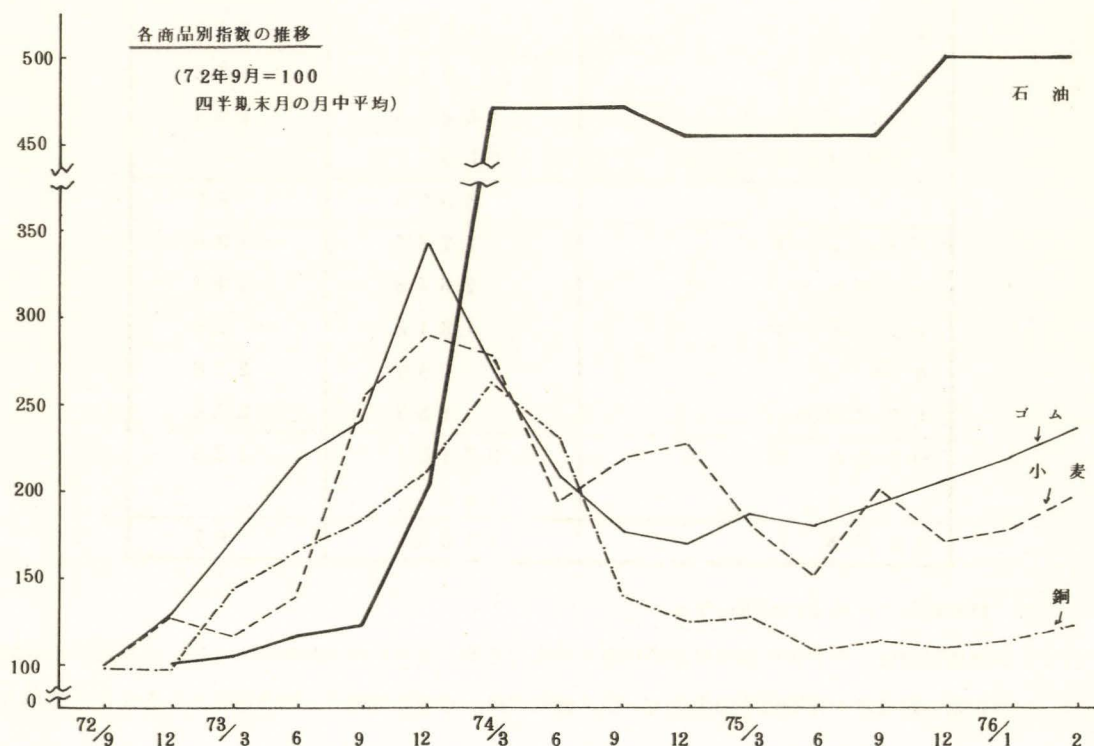
#### (1) 資源問題に関する認識の是正

石油ショック後の一時期、我が国はOPEC諸国、発展途上国など、多方面から揺さぶりをかけられる立場にあった。しかしながら、その後の情勢の推移、およびこの一年間の当委員会の活動から得た感触は、われわれが石油ショックの下であまりにも極端な悲観論に陥っていた、という反省である。即ち、食糧や資源は、（独占カルテル結成可能な石油を除き）経済原則を無視して価格や供給を決めることは長期的には困難であること、そして、資源は絶対的に不足という訳ではなく、地球には当分の間資源余力があり、問題は、開発・供給・消費節約・価格設定などの経済的側面、いわばマネージメントのあり方にあることを認識するようになったことである。

過度の悲観論は次のグラフ（第2図）にみられるように食糧、天然資源などの需給がタイトになり、価格が急騰した経済的現象と、政治的要因によって惹起された石油価格の暴騰という現象が、偶々同時期に起ったため、この二つの事象を混同したこと、加えてわが国が無資源国であるという潜在的不安感（これは豊富低廉な資源が自由に輸入できた貿易環境の下で、戦後長期間隠されていたもの）が顕在化したことにより急激に生じたものと思われる。

その後の国際商品価格は、世界不況による需給緩和を反映して低下してきており、今後は市場実勢に応じた推移を示すものと予想される。

第2図 国際商品市況



しかしながら、石油は第2表のように、世界不況による需要減少にも拘らず高価格を維持している。（前掲第2図）

このように、世界経済、とくにわが国にとって不可欠な石油資源の39%をアラブ民族が握り（第2表）、独占カルテル的価格のみならず、量的供給をも政治・軍事的武器として使用できる事実を、われわれは存立にとっての絶えざる脅威として認識すべきである。

(第2表) O P E Cの原油産出量

(日産 1000 バレル)

|             | 7 5 年  | 7 3 年比<br>伸び率 % |
|-------------|--------|-----------------|
| サウジアラビア     | 7,077  | — 6.9           |
| クエート        | 2,085  | — 31.0          |
| イ ラ ク       | 2,248  | 14.3            |
| アラブ首長国連邦    | 1,695  | 11.3            |
| カタール        | 439    | — 23.0          |
| リ ビ ア       | 1,510  | — 30.9          |
| アルジェリア      | 946    | — 13.2          |
| ア ラ ブ 合 計   | 16,000 | — 10.9          |
| (世界に占めるシェア) | (38.7) |                 |
| イ ラ ン       | 5,350  | — 8.7           |
| ナイジェリア      | 1,787  | — 13.0          |
| ベネズエラ       | 2,346  | — 30.3          |
| インドネシア      | 1,313  | — 2.0           |
| ガ ボ ン       | 199    | 31.8            |
| エクアドル       | 158    | — 27.5          |
| O P E C 計   | 27,153 | — 12.3          |
| (同 上)       | (65.7) |                 |
| 自由世界 計      | 41,359 | — 9.7           |

## (2) 世界経済に占めるわが国の重み

当委員会は、わが国は優秀な産業技術と生産力を持つ優れた商品供給者として、世界経済の枠組みに組み込まれ、同時にその産業と一億人の人口は、世界の需要者・消費者としてもまた、枠組みに入っている事を認識した。

例えば、東南アジア諸国のわが国に対する貿易依存度は次のように極めて大きい。

(1974年)

|                  | タ イ | マレーシア | インドネシア | フィリッピン | シンガポール | 香港 | 南ベトナム         |
|------------------|-----|-------|--------|--------|--------|----|---------------|
| 総輸出の内<br>日本向け比率  | 28% | 23    | 62     | 41     | 11     | 5  | (1973年)<br>53 |
| 総輸入の内<br>日本からの比率 | 30% | 17    | 38     | 27     | 17     | 21 | 17            |



又、タイへの外国投資の内70%はわが国の投資であった。更に、タイとマレーシアの工業生産の約20%は日系資本によるといわれている。つまりこれらの国々にとってわが国は、錫・ゴム・木材・銅鉱石・石油・飼料などの巨大なバイヤーであり、同時に工業製品の供給者、そして、投資家でもある。それでは、この国際経済の枠組みのなかで、わが国のビヘイビヤールが、これらの国々にどのように影響しているであろうか。一例として、これら諸国からのわが国の輸入を75年1～11月で、前年同期と比較すると、インドネシア - 27%、マレーシア - 32%、シンガポール - 40%と甚しい減少を示している。

石油ショック以後における総需要抑制などのわが国の「国内」政策が予期せざる「近隣窮乏化政策」となって、東南アジア諸国に想像以上のダメージを与えている訳であり、当委員会は改めて、「世界経済は一つの枠組みのなかにあること」を認識した次第である。

### (3) 発展途上国援助の必要性

石油ショック、世界不況、更に一次産品の価格下落、工業製品値上りという交易条件の悪化に悩む発展途上国によって、南北問題は更に尖鋭化し、「もっと買え、もっと援助を」という声は益々激しくなっている。わが国も含めて先進国としては、世界人口の25%の人々が世界の富の80%を占め、75%の人々が残り20%の富を取り合っており、しかも南北格差が拡大しつつある実情を理解し「南」の国々の現状打開に手を貸すことが必要であろう。

## 〔Ⅳ〕 国際協調のあり方 — わが国は何をなすべきか

経済的のみならず政治的立場からも、国際社会の主要国となったわが国は、自由と公正に基づく新しい国際経済理念に則り、官民一体となって、できる限りの対外援助を行うべきであることは言う迄もない。

この点、51年度予算案において、銅、アルミなどの非鉄金属備蓄制度が認められたことは、一次産品の安定的輸入を通じて発展途上国援助をはかる具体的施策として注目されよう。

しかし、南側諸国の「もっと買え、もっと投資と援助」という声<sup>(注)</sup>に対して、自ら限度のあるのは当然であり、又、わが国の現状のような企業の収益状況、最終需要の動向では、民間部門の輸入と対外投資を増やすこと自体、当面は殆んど不可能に近い。又、円借款その他の国家援助も、中央・地方ともに財政赤字に苦しんでいる折柄大幅な援助増加も容易でない。

したがって、当面、わが国としては次の2点に注力することが現実的な国際協調と考える。

(注)

- 東南アジア諸国のわが国に対する要請の具体的な事例。

- ① 日本は合成ゴム生産を減らし天然ゴム輸入を増加させること。(マレーシア)
- ② 錫・ゴム等の国際的な価格維持機構への出資。(マレーシア)
- ③ 銅鉱石、木材等の長期買付契約の完全履行。(フィリピン)
- ④ 輸入代替産業よりも輸出産業への投資。(フィリピン、インドネシア)
- ⑤ 投資(但し株式の過半数保有は不可)およびヒモ付でない援助の増加(各国)

(1) 当面の不況打開と安定成長路線の確立

わが国の不況が、一次産品の輸入減少や対外投資の低下となって、東南アジア諸国に深刻な打撃を与えていることは前述の通りである。このことは、わが国が経済大国として国際社会に強大な影響力を持つに至り、「国内政策」の効果が周辺諸国にも波及するのを避けられないことを示している。

われわれは、このようなわが国の立場を十分に認識し、当面の不況打開に全力をあげる一方、今後中長期的に、わが国が可能な限り高くかつ安定的な経済成長を持続することが、これら諸国との安定的な経済協力関係を通じて、国際協調を進める所以であることを理解し、その方向に沿って努力を払うべきである。

(2) 国内市場の開放

わが国が通商国家として、各国との交易関係を拡大しながら、発展途上国援助をすすめる最良の方法は、1億人の巨大なわが国市場を、これらの国々の輸出産業に開放することである。

発展途上国の商品は、わが国の投資や援助の産物が少くない点からも、わが国の市場で競争力のあるものに対して門戸を開すべきではない。

石油危機にさいしわれわれは「自由な交易関係」こそわが国の生命線であり存立の基本条件であることを痛感した。その意味から、われわれは、まず卒先して勇断をもって国内市場の開放をすすめるべきであり、そのことが最も有効に国際協調の実をあげ、ひいてはわが国の国益に資する途であると確信するものである。

# 産業構造高度化への現実的方途

昭和51年3月25日

社団法人 関西経済同友会

産業構造委員会

## 1. 序

産業構造問題に関する基本的な考え方、総論的な方向づけについては49年度の当委員会中間報告「産業構造改革の基本方向」にその概要をとりまとめた。

本年度はこれをうけて主要業界首脳からの意見聴取による情報交換・ディスカッションを主体とし、現実に即して今後の対応策を検討してきた。

ここではそのうち今後の産業構造高度化の現実的方途、企業の対応策を見定めるうえで特に注目すべき指摘事項を集約しつつ、正・副委員長の所見を加えてご報告申し上げる。

なお、当委員会では次の各位よりご高見を拝聴した。

(委員会開催順)

|           |               |                        |
|-----------|---------------|------------------------|
| 藤 田 藤 氏   | ㈱ダイエー会長       | 「繊維業界の当面する諸問題と今後の方向」   |
| 石 橋 信 夫 氏 | 大和ハウス工業㈱社長    | 「住宅産業の現状と今後の発展方向」      |
| 高 橋 荒太郎 氏 | 松下電器産業㈱会長     | 「家電産業の今後の発展方向」         |
| 宮 森 和 夫 氏 | 丸 善 石 油 ㈱ 社 長 | 「エネルギーの安定確保と石油業界」      |
| 椎 名 時四郎 氏 | 住友商事 ㈱ 副 会 長  | 「産業構造の高度化と輸出関連産業の発展方向」 |

## 2. 産業構造高度化への現実的方向づけ

産業構造高度化のための基本的な課題は既存の産業基盤の特性を最大限に生かしつつ、内外環境の変化に対応して総体としての産業の知識集約化乃至高付加価値化を図っていく点にある。

その現実的方向づけとしては、就中次の3点に主眼をおき広く各般にわたる体質改善努力を効果的に結集していくことが喫緊の課題である。

### (1) 国際的視野に立った選択

何が知識集約型商品、知識集約型産業であり、何が今後の産業発展の支柱となるかは、基本的にはそれが質、価格両面で国際市場において十分通用するだけの優位性をもったものであるか否かによって決せられる。殊に、天然資源に乏しく、賃金水準の高いわが国においてはこれが決定的な重要性をもっており、国際分業化の進展は必然の流れである。



したがって、わが国産業構造の高度化を進める上での第一の課題は、発展途上国における工業化の進展に即応してある程度譲るべきものは譲り、自らは積極的な技術革新、製品開発によってさらに新たな進路を開いていくという意識を明確にした上で、早目に対応策を講じていくことである。

それには、先進工業国としての集積された技術力、企画力、関連産業基盤の強みと、1億1千万人余におよぶ高所得人口を擁する国内市場の豊かさを活かして、常に他に一步先んじた製品・サービス、情報の開発に努めていく以外に捷徑はない。例えば繊維産業にしても、これを一概に斜陽産業視することは当をえない。要は技術開発、ファッションの開発等により独自の市場を確保していくことであり、むしろ産業としては伝統的な基盤をもった安定成長産業として位置づけ、それに即応した体制整備を進めていくことが急務である。

これと同時に一方では、資源ナショナリズムの台頭、発展途上諸国の工業化促進への動きに対応して、海外直接投資の着実な展開、定着に力を入れていくことが肝要である。その際大切なことは、①相手国の要望にあわせ、現地の産業・国民生活の発展に貢献する、②現地人材の育成により自主経営を指向する、③国際競争にたえうる製品を生産する、④販売の姿勢を正し、市場の安定をはかる、等の点に留意して、堅実な優良会社に育て上げていくことである。

それには政策面でも、①どここの国に対して、どのような方針でやっていくべきかという中期・長期の指針を示すとともに、②相手国の政府方針とうまく調和していけるような経済外交の展開に、万全を期すことが望まれる。

## (2) 高付加価値化への具体策

第2の課題は製品開発から生産・流通のプロセスにわたるあらゆる産業分野において、一段の合理化、効率化、より付加価値の高い製品・システムへの重点移行を図るとともに、そのための体制整備を進めていくことである。その具体的方向として特に注力すべきは次の3点である。

- ① 需要構造の変化に適合した製品・サービスの高度化、技術力、企画力、情報力を活かしたより加工度の高い製品・システム開発。
- ② 生産プロセス・流通プロセスにおける無公害化・省資源・省エネルギー化、リサイクリング・システムの追求とそれによる国民経済的な資源の生産性向上。
- ③ 新しい資源、エネルギーや産業分野の開発とそれを通じての先端技術・商品・プラントの開発。

このうち、①は個別企業の経営面からみても必然の要請であり、企業が自らの責任と努力によって追求すべきものである。しかし他は個別企業の目先の利害とは必ずしも一致しないし、独力では実行不可能なものもある。したがって今後の技術革新の追求に当っては、民間企業の果すべき役割と国家の果すべき役割とを明示し、両者がそれぞれの役割を果すことによって実行可能な軌道

を固めていくことが肝要である。例えば民間企業の自助努力だけでは具体化しがたいものについては、政策面からの適切な誘導策（公害防除、製品の安全性、耐久性に関するルールづくり、コストに見合った価格体系の正常化等）を講じたり、選択的投資プレミアム制度（例えば省資源・省エネルギーの目的に合致するような設備投資には補助金を支給したり、投資分の税額控除を認める）の導入等によってインパクトを与えることを検討すべきである。また原子力開発、宇宙開発、海洋開発等については、国家ベースの施策としてさらに積極的な推進・支援体制を固め、それを通じて資源・エネルギーの隘路打開、技術集約的な資材、機器、プラントの開発を推進することが必要である。

### (3) 安定成長に適合した産業基盤の整備

第3の課題は安定成長路線への移行を前提とした上で、それに適合しうよう業界全体としての体質改善に取り組むことである。

そのためには、①製品、部品の標準化・規格化による資源、設備の効率的利用、②エンジニアリング産業の育成、流通業界・金融機関・デベロッパー等のオルガナイザー機能の強化等による成長分野のシステム的な開拓、に努めると同時に、③企業間の協調・提携、④生産分野における協業化、共同化の推進、⑤流通の合理化等に本腰を入れ、業界ぐるみの基盤整備・体力強化を図ることが急務である。

これらは基本的には産業界の協調と自助努力によって追求すべきものであるが、その円滑な実現を図るには政策面からの適切な助成策が不可欠である。その意味で当面の産業政策の運営に当っては、高度化事業の推進、業種転換の助成等、地道な構造改善対策の推進に最重点をおくべきである。

## 3. 産業構造高度化と輸出関連産業の育成

### (1) 貿易立国としての明確な位置づけ

資源・エネルギーの賦存限界、環境・立地面での制約等を考えた場合、日本経済の発展、産業構造の高度化のためには貿易立国としての基本に立返り、輸出関連産業の育成・拡充をその支柱として位置づけていくことが必要である。

それには世界市場におけるわが国の重要性に鑑み、供給者としての責務をも十分認識し、非価格競争力の強化に一層重点をおいていくことが求められる。また、輸出を伸ばすと同時に一方では他国からの輸入を増やし、それを通じて国際的な共存共栄の体制を作り上げていくことが必要である。

要はわが国ならではの商品開発力、技術力、優れた人的資源、産業基盤を活かして相手国に喜ばれるモノ、サービスをつくりだしてそれを輸出することである。特に、今後は商品、技術、投融資

を組合せたパッケージ型の輸出の増進に注力すべきであり、さらには輸出と海外投資、輸出と海外経済協力のコンビネーションを強化していくことが大切である。

## (2) 輸出産業としての高度加工、組立産業の育成

産業構造の高度化推進のためには、個々の産業分野における自助努力と同時に、国際的にみて成長性が高く、かつ関連産業への波及効果の大きい新しい牽引車として、中核になる高度加工・組立産業の育成を図ることが肝要である。

しかも安定成長下にあってはそれは輸出産業として発展し、定着しうるものでなければならない。その意味で機械・プラント類がわが国輸出産業の一つの支柱として浮上してきたことは有力な手掛りである。これまでの重化学工業化推進の過程で蓄積されてきたわが国産業の総合力を十分に活かす意味でも、これを一段強化すべく積極的な助成策を講ずべきである。就中、当面の飛躍期においては、輸出金融制度や輸出保険制度の拡充、フィージビリティ・スタディに関する政策面からの助成、等に万全を期することが肝要である。

さらにプラント輸出を推進する上で現在一番の弱点となっているのは、コンサルティング機能、オルガナイザー機能の立遅れであり、産業界にとってはこの面での体制強化が喫緊の課題である。それには国内関連業界における協調体制づくりに積極的に取組むと同時に、海外企業を含めた共同受注方式や機材の第三国調達方式を活用するなど、国際的な協調体制づくりに一段注力すべきである。

## 4. 資源・エネルギーの安定供給確保への体制整備

資源小国たるわが国にとって、資源・エネルギーの安定供給確保が産業発展の必須条件であることはいうまでもない。しかるに、世界不況下における一時的な資源・エネルギー需給の緩和、石油危機直後の過剰参入的な動きに対する反省、価格体系の攪乱等もあって、現実にはこの面での対応策は十分に掛声倒れに終っている。

それだけに、この際原子力の開発促進をはじめとして、石油、非鉄金属その他の天然資源の探鉱、供給源の多角化等にいよいよ本腰を入れて取組むよう、早急に体制を固め直すことが必要である。

それには、民間業界の自助努力と同時に、リスク負担、コスト負担を軽減するよう国策的な見地から重点的に助成策を講じていくべきである。特に石油、非鉄金属等の備蓄計画の推進に当たっては、一段の政策的な配慮を行い、国民的課題として、これに取組むとの姿勢をより明確に示すことが必要である。



## 5. 産業人としての自覚と実践

いまや産業構造問題は理論から実践の段階に入っている。就中この1～2年間における企業の対応策いかんは将来にわたって日本経済の発展方向を左右する重大なカギとなる。したがって、上述の如き方向づけの確立に全力を傾注するとともに、産業界サイドにおける経営姿勢としては特に次の諸点に留意することが肝要である。

### (1) 環境変化に対応した体質改善

昭和50年代におけるわが国経済の適正成長ラインを奈辺に求めるかは論議の存するところである。しかし、いずれにせよ、欧米諸国が中期的にはなお従来実績に近い成長線を想定しているのに対し、わが国の成長テンポが従来に比べ大幅に鈍化することは避け難い。現に、成長産業の一方の柱として期待される住宅産業にしても既往の年産190万戸体制（新規個人住宅建設）の再現は到底覚束ないのが実情である。したがって産業界としては、まずは成長率が従来に比し半減してもやっていけるだけの経営体質を自力で確立していくことが先決である。安定成長下における産業構造改善は内外環境の変化に即応したミクロ調整によって、足場を固め直すことからスタートするという意識を明確にしなければならない。

### (2) 経済の活力と企業家の役割

経済の活力を保持し、産業構造の高度化を進めていく最大の原動力は、革新的な技術の開発である。殊に内外環境が厳しければ厳しいほど、ますますそれが必須の要件となってくるのは必然の成行きであり、資源・エネルギー問題、環境問題、立地問題等、いずれをとってもその制約を打開するカギは技術開発をおいて他にない。しかもかつての高度成長期においては外国技術の導入が大きく貢献したが、いまやわが国自身が先頭に立って道を切り開いていくべき立場にある。こうした意味での独創的な技術開発、製品開発に持てる力を結集することこそ今日の段階で求められる真の企業家精神であり、産業界に課せられた最大の使命である。

### (3) 人的資源の活用

技術革新と並んで、わが国産業構造高度化の支柱とすべきは、優れた人的資源の積極的活用である。それには企業内における人材育成と同時に、国家的な施策としても、高度の技術・情報の研究・教育を主体とした専門機関の一段の拡充を図るべきである。

例えばファッション産業の育成のためには、その専門教育機関としてファッション大学を設立するなど、技術、ノウハウ、情報を産業として開花させるための温床を官民一体となってつくりあげていくことが肝要である。

# 企業と社会を考える委員会活動報告書

昭和51年3月25日

社団法人 関西経済同友会

企業と社会を考える委員会

## 1. はじめに

最近、企業復権論が唱えられるなど企業と社会の力関係に変化が起こり、企業の社会に対する発言力が増したかの様な風潮が強い。この背景を考えてみると、企業批判勢力（企業の利害関係集団＝社会）が本当に「企業」を理解したために生じた変化ではなく、深刻な不況による雇用不安が批判勢力の発言力を一時的に弱めたにすぎないのであって、この混乱期を脱した後には再び批判の炎が燃え上がる事は想像に難くない。当委員会は、企業と社会の関係は、この様に単なる相対的な力関係のみで捉えるべきではなく、如何にすれば社会を企業のパートナーとなし得るかを真剣に検討すべきものと考えている。

## 2. 企業批判の根源

委員会活動を始めるに当って近年の企業批判の内容について概観したところ、そもそも、企業と社会のフリクションの根源は「企業とは何か」「企業とは社会に於てどんな存在なのか」と言う基本的な点が企業（経営者）の側にも、また社会の側にも全く不明確になって来ており、この基本的な認識の欠落が両者の間の混迷の最大の原因ではないかと考えられた。

## 3. 当委員会の活動

そこで当委員会では、社会にとって「企業」はどう理解され「どんな存在と考えられているか」を理解する目的でこの一年間、数度のパネルディスカッションや聴講を通じて企業の利害関係集団（消費者、従業員、株主、地域住民など）の批判的意見を聴取整理して来た。→ 活動実績一覧表別添

## 4. 企業批判の内容

この結果、企業批判の原因は以下の如く、確かに企業側の努力不足や対応の不十分なことによる面も多いが、企業が社会に正しく理解されていない為に生じた過度の不信感があることも判明した。

1. 企業の基本的機能を円滑に進める為の前提条件である利害関係集団との、コミュニケーション不足や協調関係の維持増進が不十分であったために生じたもの。→ 環境汚染、地域住民の批判など。
2. これから派生し、企業の基本的機能（すなわち企業の存在そのもの）に対する不信感の増幅によ

るもの。→ 売りおしみ、儲けすぎ批判など。

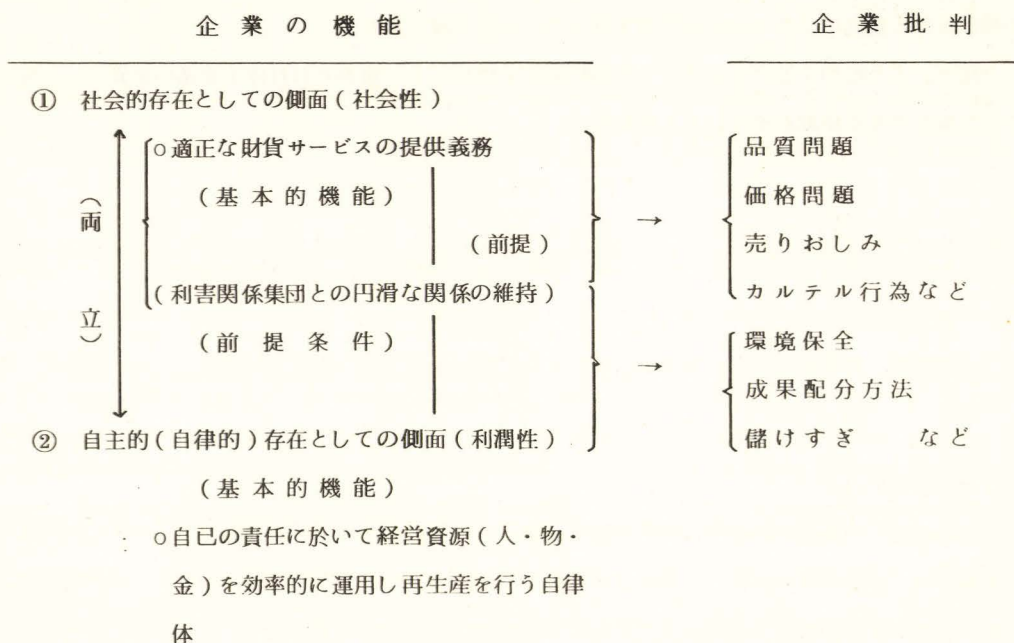
3. 必要な情報を企業が積極的に提供する事を怠っている為に企業が果している役割（企業の存在理由）を社会が充分には評価していないことによるもの。→ 産業優先に対する批判など。

## 5. 企業とはどんな存在か

「企業とは何か」「社会に於いてどんな存在なのか」と言う点に関し企業（経営者）は以下の点を再認識し社会に対して正しい理解を求めるべきと考える。

- ① 企業は社会に対して適正な財貨・サービスを提供する義務を負う一方、自己の責任に於て経営資源（人・物・金）を効率的に運用し再生産を行なってゆく自律体であること。→ 社会性と利潤性（基本的機能）
- ② この目的を達成する為には、企業をとりまく利害関係集団との調和をはからねばならない存在であること。→ 広義の社会性（前提条件）
- ③ そして、これ等はいずれも均等の重要性を持ち、いずれか一つでも軽んぜられることは出来ないこと。

〔企業の機能と企業批判〕





## 6. 今後の方向

- 今、企業並びに財界がなすべきことは、企業と社会の短期的な関係の改善ではなく悠久の調和を図って行く為には、企業と社会の間にどのようなシステムを作る必要があるかを模索、試行を重ねて実行に移すことである。
- 当委員会は、数度のパネルディスカッションを通して不完全ながら、批判グループの代表者との冷静な話し合いの場を持ち得たことは大きな成果であったと考える。今後は、これを更に発展させ、企業と社会が静かに話し合い、理解への緒をみいだすような機関を経済団体の側に常設するなどして企業批判の内容を十分に聴取し、個別企業と社会の橋渡しを行う一方、この場を通して批判者側に対しては、企業の役割が正しく理解出来る様な情報を提供し相互の理解を深めることが必要であろう。また財界に於てはマスメディアなどを通じて企業と社会のかかわり合いについての主張を広く社会に理解してもらう努力を怠長く行う事が肝要と思われる。このようにして、はじめて現在の制度慣行を、より望ましい方向に展開するルール作りの緒を掴むことができるであろう。

## 7. ま と め

当委員会は1年間の活動を通じ、一部の「為にする企業批判勢力」は論外であるが、大多数の社会の構成員は本質的に企業との共存共栄を望んでいる事を確信した。

今後は、どう批判を柔げるかという消極的態度を脱却して、批判それ自体を企業の栄養として吸収する方策を考える時期が来ていると思われる。

(委員会活動実績)

| 日     |                 | テ ー マ                             | ゲ ス ト                                                                             |
|-------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 6/27  | 聴 講             | 「経営者の社会的責任」<br>— その肯定論と否定論 —      | 大阪大学教授<br>高 田 馨 氏                                                                 |
| 7/29  | パネル<br>ディスカッション | 「消費者と企業の対話」                       | 関西主婦連合会会長<br>比 嘉 正 子 氏<br>灘神戸生活協同組合専務理事<br>高 村 勲 氏<br>神戸大学教授<br>荒 川 祐 吉 氏         |
| 7/31  | 聴 講             | 「経営参加」<br>— 欧州の実情とわが国<br>産業界の課題 — | 中央大学教授<br>丸 尾 直 美 氏                                                               |
| 9/16  | パネル<br>ディスカッション | 「地域社会と企業」                         | 住友金属工業㈱取締役<br>松 阪 廣 一 氏<br>通産省工業再配置課長<br>箕 輪 哲 氏                                  |
| 11/ 4 | 聴 講             | 「公的企業の経営と民間企業」                    | 北九州大学教授<br>山 本 政 一 氏                                                              |
| 3/11  | 聴 講             | 「ディスクロージャーを考える」                   | 神戸大学教授<br>武 田 隆 二 氏                                                               |
| 3/18  | パネル<br>ディスカッション | 「企業と社会の調和ある<br>発展を求めて」            | 全国サラリーマン同盟代表委員<br>青 木 茂 氏<br>通産省企業行動課長補佐<br>大 角 恒 生 氏<br>国民経済研究協会理事長<br>沓 岐 晃 才 氏 |
| 3/23  | 聴 講             | 「日本人と日本的経営の特色」                    | 東京大学助教授<br>土 屋 守 章 氏                                                              |







